### 昭和三十六年総理府令第五十号

国際規制物資の使用等に関する規則

用に関する規則を次のように定める。 号)中国際規制物資の使用に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、国際規制物資の使 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)及び

### 目

定義 (第一条)

国際規制物資の使用の許可の申請等(第一条の二―第四条の二の

 $\pm$ 

第三章 指定情報処理機関(第四条の三―第四条の七)

第四章 指定保障措置検査等実施機関(第四条の八―第四条の三十)

第五章 雑則 (第五条-第十一条)

### 定義

章

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

とができるものをいう。 適用その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る核燃料物質の計量及び管理を適切に行うこ 核燃料物質計量管理区域 工場又は事業所内の区域であって、国際約束に基づく保障措置の

量及び管理を適切に行うことができるものをいう。 制限その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る国際規制物資(核燃料物質を除く。)の計 国際規制物資計量管理区域 工場又は事業所内の区域であって、国際約束に基づく受渡し

Ŧī. 核燃料物質の量をいう。 実在庫量 一定の時点において、一定の手続に従い計量された核燃料物質計量管理区域内のバッチ 計量及び管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。在庫変動 核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。

実効値 プルトニウムにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値 核燃料物質について次に掲げるところにより算定した数値をいう。

率をいう。以下同じ。)が百分の一以上であるウランにあっては、その数量をキログラム単、濃縮度(ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比 位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値

単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値 濃縮度が千分の五を超え、百分の一に達しないウランにあっては、その数量をキログラム

二 濃縮度が千分の五以下のウラン又はトリウムにあっては、その数量をキログラム単位で表 した数値に十万分の五を乗じて得られた数値 それ

ぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値 イから二までに掲げる物質の一又は二以上を含むものにあっては、当該物質ごとに、

特定燃料体 燃料体であって、原子炉(臨界実験装置を除く。)で使用されるもののうち、 燃料体 原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

プルトニウムを含むもの(使用済燃料を除く。)をいう。 域に係る核燃料物質の受払い又は在庫に関する計量及び管理を適切に行うことができるものを、 主要測定点 核燃料物質計量管理区域内における箇所であって、当該核燃料物質計量管理区

る帳簿又は書類とを照合し、 法第六十一条の七の規定による記録とその他国際規制物資の計量及び管理に関す その結果に基づいて法第六十七条第一項の規定によりされた報告

(保障措置協定に基づく保障措置の実施のためのものに限る。) の正確性を確認することをい

在するものとして記載された核燃料物質について、その所在場所における員数を確認すること 関する帳簿若しくは書類(以下「記録等」という。)において核燃料物質計量管理区域内に存 をいう。 法第六十一条の七の規定による記録又はその他国際規制物資の計量及び管理

ことをいう。 該核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認する 国際規制物資使用者等が核燃料物質の計量及び管理に用いる機器について、

核燃料物質の種類又は量について、非破壊検査により確認することをいう。 非破壊検査 記録等において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された

十四 試料提出 保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料を提出 させることをいう。

又は装置によりされた記録の回収を行うことをいう。 封印監視 封印若しくは装置の取付け、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認

十六 サイト 次のイ、ロ又はハに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める区域 域のうち二以上のものを含む区域を一のサイトとすることができる。 をいう。ただし、当該区域が同一の工場又は事業所内に複数存在する場合にあっては、当該区

イ 用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等(以下 施設の区域を含むものとする。) 施設その他の加工施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあっては、当該 区域を含むものとし、周辺監視区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る 域の外側の場所においても加工施設等が設置されている場合にあっては、当該加工施設等の 再処理事業者、廃棄事業者又は使用者(実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又は 「加工施設等」という。)ごとにそれぞれ設定された管理区域及び周辺監視区域(周辺監視区 トリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。) 加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、

設置されている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。) を取り扱う者に限る。) 管理区域(管理区域の外側の場所においても使用施設等が設置され した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が ている場合にあっては、当該使用施設等の区域を含むものとし、管理区域に隣接し又は近接 使用者(実効値の合計が一に満たないプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物

所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置さ れている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。) 管理区域を含む建物の区域(核燃料物質管理区域を含む建物の区域に隣接し又は近接した場 関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。) 第二条第一項を除き、以下同じ。)のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル 原子力利用国際規制物資使用者(国際規制物資使用者(旧国際規制物資使用者等を含む。 核燃料物質計量

第二章 国際規制物資の使用の許可の申請等

(国際規制物資の使用の許可の申

第一条の二 法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、 各号によるものとする。 次

事国」という。)ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載すること。 又は国際機関が複数ある場合にあっては、当該複数の締約相手国又は国際機関。 国際約束(保障措置協定を除く。)の締約相手国(国際機関を含むものとし、当該締約相手 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類については、当該国際規制物資に係る 以下 「供給当 玉

- 二 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の数量及び同項第五号の予定使用期間につい ては、当該国際規制物資の種類ごとに記載すること。
- 員)が法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者に該当しない旨の診断を受 けたこと並びに当該診断を受けた病院、診療所等の名称及び住所、診断日、医師の氏名を記載 法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者(法人にあっては、その業務を行う役
- の診断書を提出することができる。 あっては、その業務を行う役員)が法第六十一条の四第三号に該当しないことが記載された医師 前項第三号に掲げる記載に代えて法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者(法人に
- 3 る記載に代えて当該役員が法第六十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出する 員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第一項第三号に掲げ ことができる。 法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委

(国際規制物資の使用の届出)

事業者又は使用者は、国際規制物資を製錬の事業の用に供し、加工の事業の用に供し、原子炉の第一条の三 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理 各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、 あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。 た使用の目的に使用しようとするときは法第六十一条の三第四項の規定により、その都度、次の 設置若しくは運転の用に供し、再処理の事業の用に供し、又は法第五十二条第一項の許可を受け 2

- 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 国際規制物資の種類及び数量
- 予定使用期間

するものとする。 て記載するものとし、 ·記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにし

(国際規制物資の貯蔵の届出)

第一条の四 貯蔵する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。 三第五項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の

- 国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地
- 国際規制物資の種類及び数量
- 予定される貯蔵の期間
- て記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにし するものとする。

(国際規制物資の廃棄の届出)

第一条の五 業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない 規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事一条の五 廃棄事業者は、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の三第六項の

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 国際規制物資の種類及び数量 国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地
- 予定される廃棄の期間
- 2 2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにし 記載するものとし、 同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載

(旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出

一項若しくは第二項又は法第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発された日若しくは法第二十条、法第三十三条第一項若しくは第二項、法第四十三条の三の二十第若しくは法第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消 法第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けるまでの間、 死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは 電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、 げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条 国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の三第七項の規定により、次の各号に掲 項、法第四十三条の三の三第四項、法第四十三条の三の三十五第四項、法第五十一条第四項及び 設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項(法第二十二条の九第五 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地
- 国際規制物資の種類及び数量

予定使用期間

するものとする。 て記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにし

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の国際規制物資の貯蔵の届出)

第一条の七 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、法第四十三条の二十八第四項において準用する法第十 資を貯蔵する事業所ごとに作成し、法第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者とし 法第六十一条の三第八項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物 二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、 ての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内 原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地
- 国際規制物資の種類及び数量
- 予定される貯蔵の期間
- 2 するものとする。 て記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにし

(旧廃棄事業者等の国際規制物資の廃棄の届出)

- 第一条の八 旧廃棄事業者等は、法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第 る事業所ごとに作成し、法第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消され 条の三第九項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄す ればならない。 た日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なけ 九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を廃棄しようとするときは、 法第六十一
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地
- 国際規制物資の種類及び数量
- 予定される廃棄の期間

兀

2 するものとする。 て記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにし

(法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第一条の九 者とする。 より、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない 法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害に

(国際規制物資の使用に係る変更の届出)

第二条 法第六十一条の五第一項の規定により、変更の届出をしようとする国際規制物資使用 規制委員会に提出しなければならない。 その変更をしようとする日の三十日前までに次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

使用の場所

変更の内容

変更の理由

変更に係る使用を開始する日

を記載した書類を添付してしなければならない。 前項の届出は、法第五十七条の七第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、 その内

3 により行うものとする。 法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出するこ

(合併及び分割の認可の申請)

げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあっては、署名)をして、こ第三条 法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に を原子力規制委員会に提出しなければならない。

名称及び住所並びに代表者の氏名

使用の場所

継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により国際規制物資を

合併又は分割の方法及び条件

合併又は分割の理由

合併又は分割の時期

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあっては、分割計画書)の写し

二 前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該 しないことを誓約する書面

三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第四条 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を使用している製錬事業者(旧製錬事業 設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。)、発電用原子炉設置者(旧発電用 以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、 等を含む。以下同じ。)並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者 際規制物資使用者(国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者を 者(旧使用者等を含む。以下同じ。)並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用 子炉設置者等を含む。以下同じ。)、再処理事業者(旧再処理事業者等を含む。以下同じ。)、 等を含む。以下同じ。)、加工事業者(旧加工事業者等を含む。以下同じ。)、試験研究用等原子 以下同じ。)、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業 法第六十一条の七の規定により、 国際規制物資の使用 (旧廃棄事業者等を含む 使

> む。以下同じ。)に関し、工場又は事業所(試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等 用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含 ればならない。 に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなけ 区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄 原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉)ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の

	区分	記録事項	記録すべき場	保存期
1			合	間
力者	製錬事業者	表う。人で引いるとなる計画をはいるようでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	受渡しの都度	十年間
<u> </u>		物資であるものに限る。以下同じ。)の種類別限る。以下同じ、)又は核燃料物質(国際規制		
		及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因		! 
		崔(L昜又ま事業所こねいてうわれる廃棄を  二   核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃	毎月一回	十年間
		除く。以下この条及び第四条の二の二第一項		
:		の表の下欄において同じ。)の数量又は損失		
容		(事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項		
:		において同じ。)の数量及び理由		
ع		三 核原料物質又は核燃料物質の種類別の事	事故損失の都	十年間
		故損失の数量及び理由	度	
1		類	毎月一回	十年間
- 化1		その他の増減		
1				
		五 核原料物質又は核燃料物質の種類別の月	毎月一回	十年間
		て、核原料加質とは核体が低い重質別の圧一間の生産量又は消費量	∄ ] - ∐	_ = 
承		量 オルギャイご レオリギギグ くまきり (	-	4
	加工事業者		第三項に定め	十年間
			る場合	
		核燃料物質の種類別の受払間差異(払	受払間差異の	十年間
		ら払出量として通知され	確認の都度	
		· 核燃料物質計量管理区域		
当		に量との差をいう。以下同		
		日置の力が出ったいでノニ ) 目掛い	<i>!</i> = /	- = -
		ソチィブ・ニハシン つ可容女が多重を伴れたい ノンラの糸香ジ	リアンラング	左
		ツチング後のバッチ中の该然科勿質の重領別   コーリアンラング』という。 の戸名及でリア	<i>0</i> 者	
Z Z		名の アーミュ の木火岩井 質の末		
戸す		四 核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確	十年間
17 大			の都度	
用原		核燃料物質の種類別の不明物質量(帳	不明物質量の	十年間
国		在庫量と実在庫量との差をいう。	認の	
- V		1、	斗 更 長り	上 目 一
む。着		火光 医多子 化木火光件 有人 不到 为	覆の完了の都	- 4
使			度	_

4	
	子炉設置者 設置者 で 用等原 用 原 用原 炉
三 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の取出量工 取り出した使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間 しから払出しまでの期間 しから払出しまでの期間 しから払出しまでの期間 しから払出しまでの期間 しから払出しまでの期間 トー 減速材物質の種類別の実在庫量 十一 減速材物質の種類別の下明物質量 大一 減速材物質の種類別の下明物質量 大一 減速材物質の種類別の事故損失その他 中二 減速材物質の種類別の事故損失その他 中二 減速材物質の種類別の事故損失その他 中三 減速材物質の種類別の存庫量 十四 減速材物質の種類別の存庫量 上五 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	七 燃料集合体中の核燃料物質の種類別の量 大 核燃料物質の測定をするための機器の校 工記録
連毎変使 廃 損 失 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	第三項 医療 接 受
十十     十<	FH 年 年 年年 年 年 年 年 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
再処理事業者	者 使 用 済燃 料 貯 蔵 事 業
が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	大、原子炉本体の入口 大、原子炉本体の入口 大、原子炉(臨界実験 る燃料体、減速材、原子炉(臨界実験 る燃料体、減速材、反応の反応度を変 連鎖反応の反応度を変 連鎖反応の反応度を変 連鎖反応の種類別の 大」。設備の種類別の 大」。 大」。 一」。 設備の種類別の 大」。 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、
の 探 校 確 認 の 都 度 度 本 在 庫 認 の 都 度 度 本 在 庫 記 の 都 度 度 本 在 庫 記 の 都 度 を 上 し の 都 度 を 上 の 都 度 を 上 の 都 度 を で の 都 度 を で の 都 度 を で の 都 度 を で の 都 度 を で の 都 度 を で の 都 度 を で の 都 度 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	毎年年一回 度
	めの皮皮又置置間

	5
者 用 使 展	
本 大 核燃料物質の種類別の不明物質量	十 再処理施設の操作開始及び操作停止の時時 の核燃料物質の種類別の挿入量及び挿入の日の 計量管理上特に管理を必要とする設備へ
都都質度量 チ都差 に 回 都 都 の び 都都質度量 チ都差 動 回都状都都 の 度度量 の ン度異 定 の 確 グ の め 度度量 の 確 グ の 都 の で で で で で で で で で で で で で で で で で	の 那要
	十     十       年     年       間     間
大田原央   大田原   大田原央   大田原子   大田原東   大田原子   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大	受情の重頁川の景長の女性をが建り渡しの原因。設備の種類別及び相手方別の受渡量及び設備の種類別及びお手方別の受渡量及び試料の採取及び分析の記録。
る然が工事者者が 並をして る用業 こ位 号 号	)   # 7.
号業の等す四号子 核場をイニラカ号と し物号者燃用 そ実るの者 項 十 十 十十 十 十 十 十 十 年 日	

認のために採った措置に関する事項を、同項第五号の記録事項を記録する場合にあっては核燃料 のを併せて記載しなければならない。 む。)であって、 物質を含む溶液の体積及び密度等並びに実在庫量の確認のために採った手続に関する事項を含 故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確 体積及び密度等、核燃料物質の測定の精度を維持するために採った手続並びに当該在庫変動が事 を、同表再処理事業者の項第一号の記録事項を記録する場合にあっては核燃料物質を含む溶液の項第四号の記録事項を記録する場合にあっては実在庫量の確認のために採った手続に関する事項 貯蔵事業者の項第六号、廃棄事業者の項第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の 事業者の項第四号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第八号、使用済燃料 因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、 事項を記録する場合であって当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原 国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なも 同表加工

及びその理由を明らかにして修正しなければならない。 質又は減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、修正の内容者、使用者若しくは原子力利用国際規制物資使用者に係る前二項の記載事項について、核燃料物 くは非原子力利用国際規制物資使用者の項の記録事項又は加工事業者、再処理事業者、 で、廃棄事業者の項、使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第七号まで若し 及び発電用原子炉設置者の項第十号から第十四号まで、再処理事業者の項第一号から第八号ま 既に記録された第一項の表加工事業者の項第一号から第十号まで、試験研究用等原子炉設置者 廃棄事業

規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。 第六号並びに使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第六号を除く。)については、 業者の項第三号から第五号まで、再処理事業者の項第四号、第七号及び第十号、廃棄事業者の項設置者の項第五号から第七号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号、使用済燃料貯蔵事 第一項の表の記録事項(加工事業者の項第八号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉 国際 質の使用を行う場合 非原子力利用国際規

(電磁的方法による保存)

ついて、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項に いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存してお前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用 かなければならない。 第一項及び第十条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。 磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第四条の二十

3 なければならない 第一項の規定による保存をする場合には、 原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努め

(計量管理規定)

第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者 員会に提出しなければならない。 同表の下欄に掲げる事項について、 認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ 計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委

	ッチの符号の付し方に関すること。	利用国際規制物資使用	
	四 核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバ	を行う場合(非原子力	6
七 その他国際規制物資の計量及び	三 主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。	者による廃棄を含む。)	
六 国際規制物資の計量及び管理に	付する符号に関すること。	よる貯蔵及び廃棄事業	
こしと。	<ul><li>一 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に</li></ul>	用済燃料貯蔵事業者に	
増加又は減少が生じた場合の当該国	核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。	核燃料物質の使用(使	
五 前号に掲げる場合のほか、消費	事項	区分	
うて言言がで名式は指している。			_

を行う場合を除く。) 者が核燃料物質の使用 五. バッチに区分した核燃料物質の組成、 形状等を表す略号に関するこ

及び管理に関すること。 管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、 核燃料物質計量

核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管 理に関すること。 前号に掲げる場合のほか、核的生成、 核的損耗、事故損失等により

実在庫量の確認の方法に関すること。

機器の管理に関すること。 主要測定点における核燃料物質の測定の方法及び測定をするための

合の供給当事国に関する事項を記載する方法に関すること。 不明物質量又は試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録する場 核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リバッチングの量、 実在庫

変更が生じた場合の記録の方法に関すること。 核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の

記録に関すること。 前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管理に関する

その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項

物資使用者が核燃料物 制 付する符号に関すること。 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること

管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量 核燃料物質計量

加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関するこ 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質に増

五. 核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること

その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項

国際規制物資(核燃料 の 国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関するこ

表において同じ。) 物質を除く。以下この 使用を行う場合

及び管理に関すること。 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、

域に付する符号に関すること。 国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区

方に関すること 設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し

資の計量及び管理に関すること 資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物 国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物

国際規制物資の計量及び管理に関する 事故損失等により国際規制物資に

に関する記録に関すること

び管理に関し必要な事項

用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は原子力利用国際規制物資使用者に規定する保障措置検査は、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使**第四条の二の三** 次条から第四条の二の九までに定めるもののほか、法第六十一条の八の二第二項 種類は、次に掲げるとおりとする。 (以下「加工事業者等」という。)について、核燃料物質計量管理区域ごとに行うものとし、その

実在庫検査 加工事業者等が核燃料物質計量管理区域ごとに実在庫量の確認を行う場合にお て、これと同時に行う検査

委員会が適当と認める日に行う検査 た日。次項において同じ。)から次回の実在庫検査を受ける日までの間において、原子力規制 受払検査
加工事業者等が燃料体又は実効値が一以上のプルトニウム、ウラン若しくはトリ い核燃料物質計量管理区域にあっては、当該核燃料物質計量管理区域に核燃料物質を受け入れ、中間在庫検査 加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日(実在庫検査を受けたことのな

ウム若しくはその化合物(以下「燃料体等」という。)を核燃料物質計量管理区域に受け入れ、 又は核燃料物質計量管理区域から払い出す場合において、原子力規制委員会が適当と認める日 3

原子力規制委員会は、次の各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、加工事業者等が前回の実在 に行う検査

実施するため適当と認める場合は、この限りでない。

内において、次回の中間在庫検査を行うものとする。ただし、保障措置協定に基づく保障措置を 庫検査を受けた日又は前回の中間在庫検査を受けた日から当該各号に定める期間を超えない範囲

八キログラム以上の照射されていないウラン二三三 一月 八キログラム以上の照射されていないプルトニウム 一月

ものに限る。) 一月 にその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム以上のもの ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並び (照射されていない

前三号に掲げる核燃料物質を照射したもの

八キログラム未満のプルトニウム 一年

八キログラム未満のウラン二三三 一年

ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並び

↑ トリウム又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達にその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの 一年

おりとする。 原子力規制委員会が第一項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、 次に掲げると

立入り(事務所又は工場若しくは事業所への立入りをいう。以下同じ。

帳簿検査(保障措置協定に基づく保障措置の実施に密接な関連を有する施設に係るものを含

三 員数検査(受け入れ、又は払い出す燃料体等について、 における員数の確認に関する検査を含む。) 記録等において記載された所在場所

機器検査

非破壊検査

試料提出

号のいずれかに該当する核燃料物質を取り扱うものについては、中間在庫検査を免除することが・ 第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設であって、次の各 封印監視

にその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のも ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並び

> 二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン 並びにその化合物であって、ウラン二三五の量が七十五キログラム未満のもの

第四条の二の四 度を超える場合にあっては、保障措置検査の回数は、おおむね年平均十三回を超えないものとす えて)原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限 規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超 る場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として(原子力 加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用してい

2 使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等 (実効値の合計が一以上 核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。)を使用している場合には、当該使用施設等の 行う保障措置検査を受けなければならない。

前二項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする 立入り

濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認すること。

試料提出

封印監視

第四条の二の五 炉設置者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合に 等」という。)に係る加工施設に係るものを除く。)、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子 燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。 は、加工事業者の保障措置検査の受検(濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設並び 三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物を含む燃料体(以下「特定燃料体 プルトニウムを含むもの(使用済燃料を除く。)又はウラン二三五のウラン二三五及びウランニ . 特定燃料体等に係る加工施設に係るものを除く。) と同時に、原子力規制委員会の指定する核 加工事業者(特定燃料体、燃料体であって臨界実験装置で使用されるもののうち

前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、 次に掲げるとおりとする。

帳簿検査

立入り

員数検査

非破壊検査

五. 封印監視

第四条の二の六 発電用原子炉設置者は、特定燃料体以外の燃料体のみを燃料として使用する実用 を閉じたときに、当該発電用原子炉施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受け 発電用原子炉を使用している場合には、原子炉格納容器を開こうとするとき及び原子炉格納容器 なければならない。

前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、 次に掲げるとおりとする。

立入り

2

帳簿検査

非破壊検査

員数検査

試料提出 封印監視

3 けたものとみなす。 第一項の保障措置検査を受けたときは、 第四条の二の三第 一項第一号に掲げる実在庫検査を受

第四条の二の七 理区域において保障措置検査を受けなければならない。 いる期間にわたり継続して、当該再処理設備本体を使用している再処理施設の核燃料物質計量管 再処理事業者は、再処理設備本体を使用している場合には、当該設備を使用して

前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、 次に掲げるとおりとする。

立入り

使用している再処理施設の操作状況を確認すること。再処理施設の各工程における核燃料物質の数量及び状況を確認すること。

試料提出

非破壊検査

封印監視

第四条の二の八 定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない 質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指 障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物 次の表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
再処理事業	使用者	再処理施設と密接な関連を有する	再処理施設
者		使用施設等	
使用者	再処理事業	再処理施設	再処理施設と密接な関連を有する
	者		使用施設等
使用者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する	再処理施設と密接な関連を有する
		使用施設等	使用施設等

前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、 次に掲げるとおりとする。

立入り

員数検査 帳簿検査

機器検査 非破壊検査

試料提出

間在庫検査を受けたものとみなす。 げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、 第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域におい 同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲 封印監視 当該期間に受けるべき中

ならない。当該限度を超える場合にあっては、保障措置検査の回数は、おおむね年平均六回を超は、当該限度を超えて)原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければ度として(原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合第四条の二の九 特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限 えないものとする。

前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、 次に掲げるとおりとする。

立入り

非破壊検査

試料提出

封印監視

(国際特定活動の届出)

第四条の二の十 法第六十一条の九の四第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める概要は、 のとおりとする。 次 2

項において同じ。)の数量を含むものでなければならない。 は設備(追加議定書附属書I(XV)に規定するホットセルを含む。 国際特定活動の規模(国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又 次号及び第七条第三十五 なければならない。

国際特定活動を行うことにより生産することができる資材又は設備の品質及び用

る可能性がある場所 国際特定活動が行われる場所であって追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスによ

第三章 指定情報処理機関

解析の方法)

第四条の三 とに資するために行う解析の方法であって、原子力規制委員会が指定するものとする。 子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において不明物質量が発生した場合にお て当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確認するこ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項

第四条の四 法第六十一条の十一の規定により情報処理業務を行う者としての指定を受けようとす る者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(指定の申請)

情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地 名称及び住所並びに代表者の氏名

行おうとする情報処理業務の内容

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

収支決算書

申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、 定款及び登記事項証明書 貸借対照表、 事業報告書及び

申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

次に掲げる事項を記載した書面 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

情報処理業務の実施に使用する電子計算機等の設備の概要、 情報処理業務を実施する主たる技術者の数及び経歴 所在場所及び所有又は借入れ

国際約束に基づく保障措置に係る情報処理の技術その他の技術の研究及び開発の実績

業務規定) 情報処理業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概

第四条の五 法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、 次のとおりとす

情報処理業務を実施する者の配置に関すること。

情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関すること。

受託した情報処理業務に関する結果の報告に関すること。

情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。

五四 その他情報処理業務に関し必要な事項

2 るときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制 指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとす 委員会に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第四条の六 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支 予算の認可を受けようとするときは、 事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制

委員会に提出しなければならない。 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変 への認可を受けようとするときは、 次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出

変更しようとする年月日

(業務の休廃止の許可の申請)

第四条の七 なければならない。 の許可を受けようとするときは、 休止又は廃止にしようとする情報処理業務の範囲又は内容名称及び住所並びに代表者の氏名 次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止

休止又は廃止の年月日

止の期間

休止又は廃止の理由

第四章 指定保障措置検査等実施機関

(指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲)

第四条の八 と認めたものを除き、 業務のうち保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種 (指定の申請) 認めたものを除き、指定保障措置検査等実施機関に行わせることができる。 数量又はその使用の態様その他の事由により自ら保障措置検査等実施業務を行う必要がある 原子力規制委員会は、法第六十一条の二十三の二の規定により、保障措置検査等実施

第四条の九 法第六十一条の二十三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、 るとおりとする。 次に掲げ

定款及び登記事項証明書

収支決算書 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、 貸借対照表、事業報告書及び

申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

次に掲げる事項を記載した書面 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

保障措置検査員の氏名及び略歴

を実施する主たる技術者の数及び経歴 試料試験 (法第六十一条の二十三の二第二号に規定する試料の試験をいう。以下同じ。)

保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることの説明

おりとする。 法第六十一条の二十三の三第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとホ 保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

保障措置検査等実施業務を開始しようとする年月日行おうとする保障措置検査等実施業務の内容

(保障措置検査員の条件)

第四条の十 の一に該当する者であることとする。 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、 次の各号

第六十一号)による専門学校を含む。第三号において同じ。)において理科系統の学科を修め(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令 いて同じ。)の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの 置の実施のために行うものに限る。)及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号にお査、法第六十八条第一項の規定による立入検査(保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措 て卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等(保障措置検 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校

二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を 含む。次号において同じ。)又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し た者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等の実務に通算して五年 以上従事した経験を有するもの

> 系統の正規の課程を修めて卒業した者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了した 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において理

(保障措置検査員の数) 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者

**第四条の十** 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める数は、 十二名と

(名称等の変更の届出)

第四条の十二 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の六の規定による届出をし ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければなら

変更後の名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

変更しようとする年月日

(実施指示書) 変更の理由

第四条の十三 法第六十一条の二十三の七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、 次に掲

げるとおりとする。 保障措置検査を実施する保障措置検査員の数

一 実施すべき保障措置検査の内容(法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出させ べき装置の対象物及び位置を特定する事項を含む。) るべき試料の種類及び数量並びに同項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられる

三 実施指示書に記載のない事項について対処する必要が生じたときに保障措置検査員がとるべ

(通知) き措置

第四条の十四 知をしようとするときは、 ばならない。 とするときは、次に掲げる事項を記載した通知書を原子力規制委員会に提出しなけれ指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の七第四項の規定による通

保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地

保障措置検査を行った年月日

保障措置検査を行った場所

保障措置検査員の氏名

保障措置検査の結果

(業務規定の認可の申請)

第四条の十五 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項前段の規定によ これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 り業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、

2 提出しなければならない。 の変更の認可を受けようとするときは、 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項後段の規定により業務規定 次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に

変更しようとする年月日

変更の理由

(業務規定)

第四条の十六 げるとおりとする。 法第六十一条の二十三の八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、 次に掲

- 保障措置検査等実施業務を行う事業所の名称及びその事業所が行う保障措置検査等実施業務
- 保障措置検査員の選任及び解任並びにその配置に関すること
- 試料試験を実施する者の配置に関すること。
- 保障措置検査の実施の方法に関すること。
- Ŧi. という。)の方法に関する事項 試料試験及び法第六十一条の二十三の二第二号に規定する記録の確認 ( 以 下 「試料試験等
- 六 法第六十一条の二十三の二第三号の業務の実施の方法に関すること
- 保障措置検査等実施業務に関する結果の報告に関すること。
- 保障措置検査等実施業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。
- その他保障措置検査等実施業務に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請)

えて準用する法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けよの条の十七 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替 子力規制委員会に提出しなければならない。 うとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを原

するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 る法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようと 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用す 2

変更の内容

変更しようとする年月日

(役員の選任及び解任等) 変更の理由

第四条の十八 歴を記載した申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、これを原子力規制委員会に役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び略 提出しなければならない。 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第一項の規定により

書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 査員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第二項の規定により保障措置検

(業務の休廃止の許可の申請)

第四条の十九 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十五の規定により保障措 請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 置検査等実施業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 休止又は廃止にしようとする保障措置検査等実施業務の範囲又は内容
- 休止又は廃止の年月日
- :止の期間

休止又は廃止の理由

(帳簿)

第四条の二十 掲げるとおりとする。 法第六十一条の二十三の十七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、 次に

保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地 保障措置検査を行った年月日 実施指示書を交付された年月日

保障措置検査を行った場所

その他保障措置検査に関し必要な事

試料試験等を行った試料又は記録を特定する事項

試料試験等を行った年月日

試料試験等を行った事業所

試料試験等を行った者の氏名

試料試験等の方法

試料試験等の結果

その他試料試験等に関し必要な事

(電磁的方法による保存) 法第六十一条の二十三の十七第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

第四条の二十一 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に た帳簿の保存に代えることができる。 応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるとき は、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載され

ければならない。 前項の規定による保存をする場合には、 原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めな

(業務の引継ぎ等)

**第四条の二十二** 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十八第二項に規定する 場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

保障措置検査の業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

保障措置検査の業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと

三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

(報告)

第四条の二十三 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査員を解任したときは、遅滞なく、 解任した保障措置検査員の氏名及び解任の理由を記載した報告書により、原子力規制委員会に報 告しなければならない。

(経理原則)

第四条の二十四 の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 指定保障措置検査等実施機関は、その業務の財政状態を明らかにするため、 財

(区分経理の方法)

第四条の二十五 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理について は、特別の勘定を設け、当該業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

第四条の二十六 法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十 七第一項の収支予算は、 (収支予算) 収入にあってはその性質、 支出にあってはその目的に従って区分するも

(予備費等)

のとする。

2

第四条の二十七 不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる 指定保障措置検査等実施機関は、予見することができない理由による支出予算の

はならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第四条の二十六の規定による区 分にかかわらず、 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算については、収支予算に定める目的の外に使用して 相互流用することができる。

れに予備費を使用することができない。規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費の金額については、指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、 、
ヌは
こ

4 かにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。 力規制委員会の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明ら 指定保障措置検査等実施機関は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用について原子 (予算の繰越し)

第四条の二十八 らかじめ、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。 越して使用することができる。ただし、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、 支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り6四条の二十八 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に あ

2 おおけれている。 指定保障措置検査等実施機関は、第一項の規定により第四条の二十五の勘定に係る繰越しをし規制委員会に提出して申請しなければならない。 該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を原子力 は立て、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を原子力 は立保障措置検査等実施機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当

3

ならない。 たときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を原子力規制委員会に提出しなければ 前項の繰越計算書は、支出予算と同 一の区分により作成し、 かつ、 これに次の各号に掲げる事

項を記載しなければならない。 繰越しに係る経費の予算現

(収支決算書) 第一号の予算現額のうち不用額 第一号の予算現額のうち翌事業年度前号の予算現額のうち支出決定済額

への繰り

越

第四条の二十九 法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十 示さなければならない 第二項の収支決算書は、 収支予算と同 一の区分により作成し、 かつ、これに次に掲げる事項を

収入予算額と収入決定済額の 収入決定済額 収入予算額

差額

支出予算額

前事業年度からの繰越

不用額翌事業年度への繰越額

(会計規程)

第四条の三十 1 指定保障措置検査等実施機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項にるもののほか、会計規程を定めなければならない。(四条の三十)指定保障措置検査等実施機関は、その財務及び会計に関し、法及びこの規則で定め

いて原子力規制委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様と

### 第五章

(使用の廃止等の届出)

を原子力規制委員会に提出しなければならない。の使用を廃止したときは、その廃止の日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類第五条 法第六十一条の九の二第一項の規定により、国際規制物資使用者は、国際規制物資の全て

廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名

五四 廃止の年月日

解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会 かったときは、その清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わって相続財産を管理する者は、 において、法第六十一条の五の二第一項又は法第六十一条の五の三第一項の規定による承継がな .提出しなければならない。 法第六十一条の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合 廃止の理由

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地

国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日

兀 解散の理由

(使用の廃止等に伴う措置)

第五条の二 旧国際規制物資使用者等(国際規制物資である核原料物質を使用する者を除く。)は、 法第六十一条の九の三第一項の規定により、 国際規制物資を譲り渡し、 又は廃棄しなければなら

全ての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、 -日以内にしなければならない。 前項に規定する措置は、国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資 若しくは死亡した日からそれぞれ三

2

(国際特定活動の終了等の届出)

第六条 法第六十一条の九の四第四項の規定により、国際特定活動実施者は、当該届出に係る全て の る事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。 国際特定活動を終えたときは、当該国際特定活動を終えた日から三十日以内に次の各号に掲げ

当該国際特定活動に係る工場又は事業所の名称及び所在地 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

当該国際特定活動の届出の年月日

五四 当該国際特定活動を終えた年月日

2

者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相 は、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表 法第六十一条の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したとき 当該国際特定活動を終えた理由

,項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、

次の各号に掲げる

解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地

兀 解散の理由 国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日

(報告の徴収)

別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払第七条 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ 出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日ま での期間について作成し、 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質の管理に関し、工場又は事業所ごとに、 ばならない。 それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなけ 別記様式第

2

- の旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

  量を合計した数量が次の各号に定める数量のいずれかの百分の二を超えたときは、遅滞なく、そ量を合計した数量が次の各号に定める数量のいずれかの百分の二を超えたときは、遅滞なく、そけ入れ、若しくは払い出したとき又は核原料物質若しくは核燃料物質を次の各号に定める数量のいずれかを超えて受3 製錬事業者は、核原料物質若しくは核燃料物質を次の各号に定める数量のいずれかを超えて受
- 二 濃縮度が千分の五以下であるウランにあっては、二十トン
- トリウムにあっては、二十トン
- 「大学の場合に指出しなければならない。」では、「大学の他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が「大学の他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が「大学の他の方法により記録している場合には別記様式第五による報告書を、「大学の場合において、加工事業者等は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃」の場合において、加工事業者等は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃」の場合において、加工事業者等は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃」の場合において、加工事業者等は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃」の
- の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 在は、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書を作成し、当該混合を行った日 18除く。)は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳に変更が生じたとき は 加工事業者等(試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を 17
- 、。 
  し、当該挿入の日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならなし、当該挿入のたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第七による報告書を作成7 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、特定燃料体を原子炉(臨界実験装置を7 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、特定燃料体を原子炉(臨界実験装置を
- 十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該取出し又は払出しの日の属する月の末日から出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域と 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、使用済燃料を取り出したとき又は払い
- 財別では、財別では、対別に、対別に
- 子力規制委員会に提出しなければならない。第八及び別記様式第九による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原11 加工事業者等は、実在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式1
- 日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書を、その他の方法12 前項の場合において、加工事業者等は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管
- 様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の除く。) は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は前項の報告書について、核燃料3 加工事業者等(試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を

- 14 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処当該許可又は指定を受けた後速やかに)、原子力規制委員会に提出すべき報告書にあっては、定りという。)を受けた者が当該許可又は推定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、所述の事業の指定、廃棄の事業の許可又は使用の許可(この項及び次項において「許可又は指処理の事業の指定、廃棄の事業の許可、発電用原子炉の設置の許可、使用済燃料の貯蔵の事業の許可、試験期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに(新たに加工の事業の許可、試験期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに(新たに加工の事業の許可、試験期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに(新たに加工の事業の許可、試験期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに(新たに加工の事業の許可、試験期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに(新たに加工の事業の許可、試験期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一段が表別に、「対して、「対して、」という。
- 書を作成し、速やかに原子力規制委員会に報告しなければならない。加工事業者等は、前項の報告書の記載事項に変更があったときは、別記様式第十三による報告
- は、適用しない。
  ・前二項の規定は、使用する核燃料物質の実効値の合計が百分の一に達しない使用者について
- い。 記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならな記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならな棄事業者を除く。) は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別18 国際規制物資を使用している者(旧国際規制物資使用者等及び国際規制物資を廃棄している廃
- 19 加工事業者又は再処理事業者は、法第十三条第一項若しくは法第十六条第一項の規定により受り、不の旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。
- の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間を受けた者に限る。第三十一項及び第三十二項において同じ。)は、当該核燃料物質の管理に関1 非原子力利用国際規制物資使用者(法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可
- 一年では、 一本では、 一本では、
- 質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における減速材物32 減速材物質を使用している試験研究用等原子炉設置者若しくは発電用原子炉設置者、減速材物

質の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作 し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

24 り正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様 式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。 に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により、よ 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、 既

告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。 速材物質を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、減

五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 記様式第二十による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十 しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別使用の許可を受けた者に限る。次項及び第二十八項において同じ。)は、設備の受入れ又は払出 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者(法第六十一条の三第一項に基づき設備の

力規制委員会に提出しなければならない。 資計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子 用国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物 設備を使用している加工事業者等(設備を廃棄している廃棄事業者を含む。)又は非原子力利

員会に提出しなければならない。 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者は、設備を受け入れ、又は払い出す場合に 工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、 あらかじめ、原子力規制委

制委員会に報告しなければならない。 は取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したとも は法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印(紙製のものを除く。)若しく 上支障のない軽微なものを除く。)が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しく国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失(国際約束に基づく保障措置の運用 その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力は

管理区域ごとに、別記様式第二十二による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する見 の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない 非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計員

制委員会に提出しなければならない。 による報告書を作成し、輸入又は輸出を実施した日の属する月の末日から十五日以内に原子力増 核燃料物質を輸入し、又は輸出したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十二 非原子力利用国際規制物資使用者(旧国際規制物資使用者等を除く。次項において同じ。)は

の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による 報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。 非原子力利用国際規制物資使用者は、既に提出した前項の報告書について、核燃料物質の測定

告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内、 製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報 に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第二十五による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、 月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 加工事業者等は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、 当該期日の後 別記様式

までの期間について作成し、 国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量につい 工場又は事業所ごとに、 別記様式第二十六による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日 当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければな

> 37 36 ついて作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 。鉱山ごとに、別記様式第二十七による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期 ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラ

項から前項までの報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。 第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十

(身分を示す証明書)

(法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の身分を示す証明第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び法第六十一条の二十三第二項 書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の め、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。 工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、 (封印又は装置の取付けの通報)

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項 録媒体をいう。)及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことが 法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方 該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的 で及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、 できる。 当

(指定情報処理機関等の名称等)

第十一条 検査等実施機関の名称及び行うことができる業務の範囲は、 るとおりとする。 次の表の上欄に掲げる原子力規制委員会が指定する指定情報処理機関又は指定保障措置 それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げ

き	定	益財団法	法第六十一条の十に規定する情報処理業務
規	理機関	核物質管理セ	
		ンター	
量	指定保障措	公益財団法人	法第六十一条の二十三の二に規定する保障措置
月	置検査等実	核物質管理セ	(保障措置検査が行われる工場又は事業所におい
	施機関	ンター	国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様
14			り原子力規制委員会が自ら保障措置検査等実施
=			あると認めたものを除く。)
規	附則	抄	

1 この府令は、昭和三十六年九月三十日から施行する。

則 (昭和四二年二月二〇日総理府令第七号)

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。 則 (昭和四二年八月一日総理府令第三七号)

(昭和四二年九月二八日総理府令第四六号) 抄

施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、 四十二年十月二日から施行する。

附 則 (昭和四三年七月二〇日総理府令第四七号)

この府令は、公布の日から施行する

府令は、公布の日から施行する。 (昭和四四年三月一一日総理府令第七号)

(昭和四五年九月二四日総理府令第三四号)

この府令は、公布の日から施行する。

### (昭和五二年一一月二九日総理府令第四四号)

(昭和五十二年法律第八十号)の施行の日(昭和五十二年十二月二日)から施行する。 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律 (昭和五三年一月三〇日総理府令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

## (昭和五三年一二月二八日総理府令第五四号)

条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日)から施行する。 この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号) 附則第一

部を改正する総理府令(昭和五十三年総理府令第五十号)による改正前の原子炉の設置、運転等業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)、原子炉の設置、運転等に関する規則の一 る規定があるものについては、新規則の当該相当する規定によりされた報告とみなす。 国際規制物資の使用に関する規則(以下「新規則」という。)中に当該報告に係る規定に相当す 等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)の規定によりされた報告のうち、改正後の 理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)又は核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する総理府令(昭和五十三年総理府令第五十二号)による改正前の使用済燃料の再処に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)、使用済燃料の再処理の事業に関する規則の を改正する総理府令(昭和五十三年総理府令第四十九号)による改正前の核燃料物質の加工の事 則(昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号)、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部理府・通商産業省令第五号)による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部を改正する命令(昭和五十三年総 部を改正する総理府令(昭和五十三年総理府令第五十三号)による改正前の核燃料物質の使用

後十五日以内に長官に提出することができる。 十一日までの期間について新規則別記様式第七による報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過 定にかかわらず、当分の間、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三 棄以外の廃棄又は事故損失による在庫変動以外の在庫変動については、新規則第七条第六項の規使用する核燃料物質の実効値の合計が一に達しない使用者は、受入れ若しくは払出し、保管廃

### (昭和五五年一〇月二四日総理府令第五二号)

よる放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等に の日 (昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

(昭和六一年一一月二六日総理府令第六四号)

この府令は、公布の日から施行する。

則 (昭和六三年九月二八日総理府令第四四号)

第一条 この府令は、昭和六十三年十月一日から施行する。 (経過措置) (施行期日)

第二条 この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下 に従つて引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条 う。)第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定 は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。 の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、 けないでも、この府令による改正前の国際規制物資の使用に関する規則(以下「旧規則」とい は、昭和六十三年十二月三十一日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受下「令」という。) 第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者を除く。) 物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以「法」という。)第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者(核原料 認可をする旨又

> 規則第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に 十四年九月三十日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けないでも、旧 る者(令第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者に限る。)は、昭和 認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。 従つて引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の 八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は この府令の施行の際現に法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けて

3 ては、なお従前の例による。 この府令による改正後の国際規制物資の使用に関する規則第七条の規定は、この府令の施行 :以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告につい

則 (平成元年七月三日総理府令第四五号)

附

この府令は、公布の日から施行する。

(平成七年三月二三日総理府令第三号)

(施行期日)

附

(経過措置)

第一条 この府令は、平成七年四月一日から施行する。

第二条 この府令による改正後の国際規制物資の使用に関する規則(以下「新規則」という。) この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、 関する報告については、なお従前の例による。 様式第十六(新規則第七条第二十二項の規定による報告に係るものを除く。)及び様式第十九は、 記様式第四から様式第十一まで (新規則第七条第十二項の規定による報告に係るものを除く。)、 同日前に発生した事実に

2 この府令による改正前の国際規制物資の使用に関する規則別記様式第十二による報告書の記載 事項に変更があった場合における新規則第七条第十四項の規定による報告書の様式については、 なお従前の例による。

### 則 (平成八年七月一二日総理府令第三九号)

よる放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 ら施行する。 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等に (平成八年七月二十日) か

附 則 (平成一〇年三月三一日総理府令第八号)

この府令は、平成十年四月二十日から施行する

附 (平成一一年三月二九日総理府令第一五号)

この府令は、公布の日から施行する。

則 (平成一一年一二月一六日総理府令第六四号)

(経過措置)

第一条 この府令は、 (施行期日) 公布の日から施行する。

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十 二の三第一項の規定の適用については、保障措置検査とみなす。 うものに限る。)は、この総理府令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の 年法律第七十五号、以下「改正法」という。)の施行前に開始された改正法による改正前の法第 六十八条第一項の規定による立入検査(保障措置協定に基づく保障措置の実施の確保のために行

### (平成一二年六月一六日総理府令第六二号)

年七月一日) (「20万円」を「30万円」に改める部分に限る。) は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、 院制に関する法律の一部を改正する法律 から施行する。 (平成十一年法律第百五十七号)の施行の日 第五条、第七条及び第八条の改正規 (平成十)

(平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号)

一月六日)から施行する 内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十

## (平成一三年四月一〇日文部科学省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

## (平成一三年一二月二〇日文部科学省令第八三号

この省令は、公布の日から施行する。

### 附則 (平成一五年三月一七日文部科学省令第三号)

改正する法律附則第一条本文の政令で定める日(平成十五年三月十七日)から施行する。 この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の 一部を

## 則 (平成一五年三月二八日文部科学省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

### 則 (平成一五年九月三〇日文部科学省令第四四号)

### この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。 (平成一七年三月三日文部科学省令第二号)

### 則 (平成一七年一一月三〇日文部科学省令第五〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法 律の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。 Ļ

第二条 この省令の施行の際現に国際規制物資の使用をしている加工事業者等に係るこの省令の施 管理区域に核燃料物質を受け入れた日)から新規則第四条の二の三第二項各号に定める期間を超 項の保障措置検査を受けたことのない核燃料物質計量管理区域にあっては、当該核燃料物質計量正前の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の三第一項の保障措置検査を受けた日(同 科学大臣は、同項各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、当該加工事業者等がこの省令による改 行後最初の中間在庫検査については、この省令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規 (以下この条において「新規則」という。) 第四条の二の三第二項の規定にかかわらず、文部

# 附 則 (平成一八年八月一〇日文部科学省令第三二号)

えない範囲内において、これを行うものとする。

この省令は、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間 (平成十八年条約第十四号)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

## (平成二二年一二月二〇日文部科学省令第二三号)

三年条約第五号)が日本国について効力を生ずる日から施行する。 平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第五の注17の表の改正規定は、 (平成二十 原子力の

### (平成二四年一月二〇日文部科学省令第一号)

て効力を生ずる日から施行する。 この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協 (府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定(平成二十三年条約第二十号) が日本国につい((平成二十三年条約第十九号)及び原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国

### (平成二四年二月六日文部科学省令第二号)

王国政府との間の協定(平成二十四年条約第一号)が日本国について効力を生ずる日から施行すこの省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット

## (平成二四年四月二六日文部科学省令第二二号)

協定(平成二十四年条約第四号)が日本国について効力を生ずる日から施行する。 この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の

### (平成二四年九月一四日文部科学省令第三二号) 抄

附

この省令は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行の日 [年九月十九日)から施行する。 (平成二十

### (平成二五年三月二二日文部科学省令第六号)

一条この省令は、 公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下 法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可 (以下「変更認可」という。) 又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。 することができる。その者が、その期間内に変更認可の申請をした場合において、認可をする旨 を受けないでも、この省令による改正前の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の二第 令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則 (以下「新規則」という。) 第四条第一項 「法」という。)第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者(この省 項の規定により提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物資を使用 .規定する原子力利用国際規制物資使用者に限る。)は、平成二十五年六月三十日までの間は、

新規則第七条の規定は、この省令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用 同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成二五年三月二九日文部科学省令第八号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 附 則 (平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号)

抄

(施行期日)

|第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」と いう。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。 (経過措置)

附 則 (平成二五年一二月六日原子力規制委員会規則第一六号)第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 抄 なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」と という。)から施行する。 いう。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」

# 附 則 (平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号)

三月一日)から施行する。 この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日 (平成二十六年

# (平成二六年六月二七日原子力規制委員会規則第三号)

国政府との間の協定(平成二十六年条約第七号)が日本国について効力を生ずる日から施行す この規則は、平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共

# (平成二六年七月九日原子力規制委員会規則第四号)

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府と 間の協定(平成二十六年条約第八号)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

### (平成二九年七月七日原子力規制委員会規則第八号) 抄

(施行期日)

子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原 成二十九年七月十日)から施行する。

### 則 (平成二九年七月二〇日原子力規制委員会規則第九号)

(施行期日)

抄

(平成二九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号)

子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原 成三十年十月一日)から施行する。 炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号)

則

この規則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 は、 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号) 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 抄

(令和元年七

月一日)

カュ 6 施

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。 附 則 (令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号)

行する。

則 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号)

抄

附

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原 から施行する。 (施行期日) 炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日 (令和二年四月一日

(施行期日) この規則は、令和二年四月一日から施行する。 附 則 (令和二年|二月二二日原子力規制委員会規則第二|号)

抄

則 (令和二年三月二六日原子力規制委員会規則第一四号)

一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 則 (令和三年二月二二日原子力規制委員会規則第一号)

第

この規則は、 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号) 公布の日から施行する。

別記模式第1(第7条関係) (昭和総計令44・金成、平7成時令3・平10総許令3・平10総許令3・平10総計令40・平10総計令18・平20次計令3・平20線子損3・令元原子損3・令2原子規2・一部決匹) 校原料物質(核燃料物質)受入報告書

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物資の使用等に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり報告しま

核原和	料物質(#	该燃料	物質)	の区分	ナ(注	1)
p4, 1	工場	77 74	nir 2	E BG	名	称
又八	, _L +89	Х 14	Ŧ 7	S 171	所在	E地
受	入	4	F	月		H
受	入	ž	ţ	量	(注	2)
供	給	当	事	国	(注	3)
±0.00 =	工場又は	nder 1986 FF	S /34+		名	称
#4Œ;−	工物义は	- 争柔//	丌 (往	4)	所在	E地
運	拼	Ř	ā	ř		名
化合物	物又は混	合物の	り名称	及び	その形	絥

- 注1 核原料物質の区分についてはウラン鉱又はトリウム鉱の区分により、核 燃料物質の区分については天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分に
- より記載すること。 ウラン鉱、天然ウラン又は劣化ウランの区分に属するものにあってはウ ランの量、トリウム鉱又はトリウムの区分に属するものにあってはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入するこ
- 供給当事国が2以上ある場合は、供給当事国ごとの数量を注2の例によ り、併せて記載すること。
- 輸入の場合にあっては、輸入相手国名及び相手方の氏名(法人にあって は、その名称)を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成するこ

- と。
  3 この報告書は、当該工場又は事業所に現実に受け入れた期日及び数量を基準として作成すること。
  4 当該受入れが貯蔵の受託に伴う場合は、その旨を別業で記載し、添付
- すること。

別記集式第 2 (第7条関係) (昭和総計令は・企改、平7総前令3・平16総計令8・平11総計令4 中12総計令2・平12総計令1 中12総計令3・平12総計令3・平12総計令3・平12総計令3・中22原子規2・一部本正)

· 核原科物質(核燃料物質)払出報告書

年 月 日

原子力規制委員会

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物資の使用等に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり報告しま

核	原料物	)質(	核燃	料	物質	t) 0	区5	)(注	1)
+/	出工	- 4E	77	2.4	dr	**	84	名	称
277	шт	- 120	X	49-	7	木	121	所在	E地
払		出		年			月		H
払		出		数	:		量	(注	2)
供	¥é	ŧ	当		事		囯	(注	3)
paz, -	入工場	1.777	- de à	et en		er 1	`	名	称
ズノ	ヘエ機	9,X.¥0	1 <del>9</del> 3	ベル	1 6	II. 4	/	所在	E地
運		ŧ	較			者			名
化合物又は混合物の名称及びその形状									

- 注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第1の往2の例により記載すること。3 別記様式第1の往3の例により記載すること。
- 4 輸出の場合にあっては、輸出相手国名及び相手方の氏名(法人にあって は、その名称)を記載すること。 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 2 この報告書は、校原料物質又は校燃料物質の区分ごとに作成するこ
- と。 3 この報告書は、当該工場又は事業所から現実に払い出した期日及び数
- 量を基準として作成すること。

|別記様式第3(第7条関係)

4 当該払出しが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別業で記載し、添付

別記珠式第3(第7条関係)(昭成総計令は、企成、平元総符令は、平7億符令3・平江総計令 8・平江総計令は、平口総計令は、平口総計令は18・中1次共令の・平28大計令8・平28原子 銀3・平28年刊度8・今元第千根2・今2第千根21・一級改工)

### 年 期核原科物質(核燃料物質)管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会

住所 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物資の使用等に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり報告しま す。

核原料	物質(核	燃料物質	)の区			
供	紿	当	事	E .	国	
- 4H	又は事	- 44 m²	名		称	
上物	义以中	未別	所	在	地	
			名		称	
事務」	の連絡を	注(注2)	所	在	地	電話番号(
			連絡	員の	氏名	所属部踝名(

### 1 紛折率

事			項	数	量	(往3)
期	首	在	庫			
	輸		入			
MH-1-146 (	国内太	いちのき	受入れ			
期中增加	生	産	(注4)			
	その他	の増加	(注5)			
調		整	(注6)			
	計		(注7)			

輸	出
国内へのお	ム出し
事 故 挑	美 失
廃棄又は損失	(注8)
その他の減少	(注9)
末 在	庫
整	(注6)
計	(注10)
宁 厳 委 託	(注11)
	国内への ま 事 故 ま 廃棄又は損失 その他の減少 末 在 整 計

### 2 明細表 (1) 輸入 (注13)

(1)	+807 (1.L.	10/			
		相手方の氏名(法人にあっては、その名称)	受入年月日	数	量(注3)
受	入れ				
調	整(注6)				
	#1				

### (2) 国内からの受入れ(注13)

(2)	国内から	の受入れ (在13)			
		払出工場又は事業 所名	受入年月日	数量(注3)	その他(注14)
受	入れ				
85	整(注6)				
	#+				

### (3) 生産(注4)

		化合物又は混合物の名称	数	量(注3)
月	月			
A .	月			
	月			
	月			
Gri	月			
91	月			
調	整 (注6)			
	計			

### (4) その他の増加(注5)

増	'nп	の	原	因	数	量 (往3)
調			整(	注6)		
		計				

### (6) 輸出 (注15)

	相手方の氏名 (法人にあっ ては、その名称)(注16)	払出年月日	数量(注3)
払出し			
調整 (注6)			
\$ <del>†</del>			

### (6) 国内への払出し(注15)

			払出工場又は 事業所名	払出年月日	数量 (注3)	その他 (注17)
払	出	L				
調整	(注 (	3)				
	計					

### (7) 事故損失

発生年月日	数 量(注3)	*	故	の	内	容
調整(注6)						
<b>#</b> +						

### (8) 廃棄又は損失

	廃棄年月日	数量(注3)	廃棄方法又は損失の理由 (注18)
廃 棄			
損失(注8)			
調整(注6)			
#			

### (9) その他の減少(注9)

	液	少	Ø	原	因	数	量	(注3)
調				整	(注6)			
			計					

### (10) 期末在庫

化合物又は混合物の名称	数 量 (注3)
調 整 (注6)	
äf	

### (1) 期末貯蔵委託(注11)

貯	厳	者	名	貯	蔵	場	所	数	量 (注3)
哥哥	整	(注	3)						
	i	H							

UG	940	M/AE	DBC (1.	1,12/						
運	搬	者	名	運	搬	K	誾	数	量(注:	3)
調	整	(注 (	5)							
	i	H								

- 注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。
  2 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場収益事業所における連絡外を記載すること。
  3 別記様式第1の往2の例により記載すること。
  4 核燃料物質についてのみ記載すること。
  5 計量誤差による増加等を記載すること。

- 回泊五入を行ったことによる各項目の欄の数量の合計と計の欄の数量と の差を記載すること。
   期首在庫と期中増加との四拾五入を行わない数量の合計を記載するこ
- 。 8 損失については、製錬の過程において通常発生する損失を記載するこ

- と。 9 消費、計量観差による減少等を記載すること。 10 期中減少と期末在車との四拾五入を行わない数量の合計を記載するこ
- と。 11 期末において、製練事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、 発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業

- 者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に
- 記載すること。 13 当該工場又は事業所に現実に受け入れた期日及び数量を基準として記載

- うること。 14 当該受入れが、貯蔵の受託に伴う場合はその旨を記載すること。 15 当該工場又は事業所に現実に払い出した期日及び数量を基準として記載
- すること。 16 輸出相手国が国際規制物資の供給当事国以外の場合は、その国名を併せ て記載すること。
- お該払出しが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
   お該払出しが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
   お妻失の理由については、化学処理、分析又はその他処理の別を明らかにして記載すること。
   はこの用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
   この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに、かつ、供給
- - 当事国ごとに作成すること。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
かけ	苍	所在	4
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	學	134	iù .

| 核燃料物質計量管理区域の符号

(#3)

用用 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質在庫変動・受払間差異・リパッチング報告書

原子力規制委員会

選

		( <del>201)</del>	到記載式解 4 (第7条 関係)(平今総元令3・金改、平18億元令8・平11億元令8・平12億元令118・平17支持令8・平2支持令8・平2乗支援3・会元原子長3 令3東子長12・今3東子長12・一名3東子長11・一名改正)
			平12総府令118・
			平17大学会
嬔	邀		-81
마	印业		88
琳	年月		*
ďΠ	ш		H
(注1)			39原子規3・会元原子規3

Recommend   Company   Co		E		=	-	ŧ	-	Ė	F	E	-			F w	F		- E	Tale of the last	_	640	1	¥		H	
# 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	•	Ē		-	F		Ė	F	-	E	F	-		F	F			+2		- I	No. of Street, or other Persons and Street, o	10			
		F		F	-	F	-	F	-	F	-	-		12 13	P )		CONT.	ı,	F	-		 #	京 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
		-		Ī	-					-	-		-	Г	F		Shire and and and and			ALTIDIS	, 10 1	â			Ì
		Ē		t	-		Ē	Ē	Ē		-	Ē	Ē.	Ē	F		3	_	Ĺ		_	2)			
		F		-	_	-	E	-		-	Ŀ	Ē.	Ē	Ē	Ē	_				- 6v	Series.				
		-		Ė_	Ė.	L	Ė.	E	È	Ė	Ē	Ē	_	ŀ.	ŀ		11 MAGES	가 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다	F	5 7					
	8	E		-	-	-	F	-	-	-		-		E	F				F.	MOUSE COURS	日本で書				
		E		_	Ē	Ē	-	Ē	-	-	Ē.	Ē	-	Ē	7	_			2 5)	00 BL MCMO	з'n				
# # # ( 1 ) # # # # # # # # # # # # # # # # # #		Ł	_	_	_	Ŀ	Ē,	Ŀ	_	Ŀ	Ŀ	Ė	-	10	1		MENS MENS		Ŀ		-				1000
# # # (C   1) # # # # # # # # # # # # # # # # # #		ŀ			Ŀ	Ė	Ė	Ŀ	Ė	E	ŀ	E	Ė,	25	1		CONTROL OF THE CONTRO	100	ê	REPORT 1		L			4100
10   10   10   10   10   10   10   10		-	_	-	-	-	-	-	-	-		-	- (	Ŀ	ŧ				- (2		=	非压	1)	*	911
10   10   10   10   10   10   10   10		Ē	_	È	Ė	Ŀ	Ė	Ŀ	E	Ē			- (		1	-	を 発見 でき	1	ŧ	No.	ě.	(a)	GF GF	æ ⊮	l
March 1971   March		Ē			Ē	Ē		Ē	-	E	Ē	Ē	Ē,	E 23	F)		SOST O		(#10)	14 5 3 1 CH	DALLER SALES	8	z	\$ (3	
(2 to 1) (2				-	-	E	E	-	E	È	E	F	- (	2	F()	_	<u> </u>	ACCOUNTRY							
(20 m) (2		1				Ē	Ė	Ē	Ē	Ė	Ė	Ē		E 25	E 1		A Section Traces	CYDAR	-					0.4E	
(30 pt) (30 pt) (30 pt) (40 pt		Ē	_	Ī.	Ē	Ē	E	E	E		E	E		23	¥)		- 500 TE	1	E	SHULTWEE	#			#	
FFFFFFFFFFFFFFFF		-		Ŀ	-	E	Ė	-	-	E	Ŀ	Ė	- (	27 28	(¥) (¥)	_	E FORE	Y.	Ē	"	a			ю	
		h		-	Ė	Ė	Ė	Ė	ŧ	Ė	Ė	Ė	t	Ė.	ţ		72 **2	1	ŀ	1				D.	Ì

(その2)

注1 国際裁判物資の使用等に関する規則第7条第4項、第8項、第9項又は第11項の規定に基づる提出する全ての集合書及び同条約11項の規定に基づる機能を対して、 条約12項の規定に基づる際に提出した同条第4項又は第11項の乗合書を修訂するために提出する全ての乗合書につき、改裁す 物質計業等超区域(以下「MBA」という。)だとに「9001分を入産、直接のない一連の奉号を記載すること。 2 試験中突用等原子中突距者にあっては試験中突用等原子中央、路楽用音子が設置者にあっては再級組織でする。 1 対象中突用等原子中突距者にあっては試験中突用等原子中央、路楽用音子が設置者にあっては再級組織である。 1 対象中突用等原子中で、加工事業者にあっては四級数単行業地設め、再処理事業者にあっては再級組織設め、関

業事業者にあっては廃業施設を、使用者にあっては使用施設名を記載すること。
3 計事管理規定で売かるMB A の符号を記載すること。
4 別記載する3の出2の何により記載すること。
5 仕事活動、尽対記載集 リン・チング又はための変更による数量の変動(以下「仕事活動等」という。)の生じた日を含む 短間の始まりと終わりの年月日を記載すること。ただし、集中期記は前回の最中期間と連続させることとし、終わりの年月日 だいっては実化事業の確認を行った場合は実計事業の確認を行った中心に認定仕事、の指の場合は月末とすること。
6 報告書の作改者又は責任者の氏名を記載すること。
7 1 1 場入は事業所ごとに国に登録する存号を記載すること。
8 施設ごこに国に登録する存号を記載すること。

9 当該業告書の下欄に記載する内容(以下「エントリー情報」という。)の行数の合計を記載すること。 10 エントリー情報に対する補足説明(英語で記載することとし、翌白も含む1行は40女字とする。また、対応するエントリー番号も記載すること。以下「注載」という。)を当該業告書に添けする場合は注載の行数の合計を、添付しない場合は番号も記載すること。以下「注載」という。)を当該業告書に添けする場合は注載の行数の合計を、添付しない場合は

集命書の作成者以は東年者の氏名を英学へ記載すること。
 4年ントリー構造しる「01」から欠準、異常のない一連の準守を記載すること。
 4 集中するバッチで含まれる心臓に分かっ2 機械以上である場合又は元素異重若しくは彼分数格物質量重かる結を超えることでにより、複数でご表生するの数分生に多場合は、当数策ののを目以降に「C」と記載すること。
 正正より、複数でご表生するの数分生に多場合は、当数策のの自己以降に「C」と記載すること。
 正正まり、複数でご表生するの数分生に多場合は、「A」と記載すること。

14 在庫変動等の生じた年月日を記載すること。

15 いずれか一方の横に当該MBAの符号を記載し、他方の横には相手がある場合のみ相手先のMBAの符号を記載すること。 16 次の表の左側に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右側に掲げる符号を記載すること。

		- O -
基合は	パッチを構成している最小計量単位の個数を記載すること。なお、核的生成、核的掛耗、受払間差異又は区分変更の場合は	19 ×
	計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号を記載すること。	18 計量
	計量管理規定で定めた主要測定点の符号を記載すること。	17 計量
HD	高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	變
DН	劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更	M/S
HN	天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更	aja:
ΗE	高濃縮ウランから低濃縮ウランへの区分変更	歩め
EΗ	伍濃縮ウランから高濃縮ウラン(濃縮度が100分の20以上の濃縮ウランをいう。以下同じ。)への区分変更	19-ri
ΝD	天然ウランから劣化ウランへの区分変更	P(75
DΕ	劣化ウランから伝濃縮ウランへの区分変更	HWH:
ΝE	天然ウランから伝護縮ウランへの区分変更	9¥
ED	伍濃縮ウラン(濃縮度が100分の20未満の濃縮ウランをいう。以下同じ。)から劣化ウランへの区分変更	× M

- 「0」と記載すること。

  20 校業特別質の組表、形状等を表すものとして計量管理表述で近めた略号により記載すること。

  20 校業特別質の組表、形状等を表すものとして計量管理表述で近めた略号により記載すること。

  21 原子力の平部利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和63年条約第5号。以下「第3大日米協立」という)、総治司目の発生した事実に関して集合した当該集治書について修正の必要が生じた場合は、次の表の

  方確に掲げる区分に応じ、それぞれ右握に掲げる符号を記載すること。

  1 A · E A I A

CN	¥	Ψ.	4	¥	
Q	Ж	J	#	7	
I A	۵	t	۵	1	

オーストラリア AS

22 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。 

23 バッチを構設する単位件の重要を扱数対象質の区分ごににプラム単位で記載し、1クラム未織の発数は旧語五入すること。
 24 「6」と記載すること。
 25 トリウムにあっては型白とし、その他にあっては疲分数性物質の重量をグラム単位で記載し、1クラム未満の端数は四緒五入すること。

26 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

3 分・ラン G大祭・フラン G西議籍ウラン G両議籍ウラン Gウラン2 3 3 K

27 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

Ę	この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合
z	この機由書に保めMBA以外のMBAにおびる選訴の循联に掲りへ数値があった以密に機由されたではでものため、移動台
ı-j	この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合
z	この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合

28 社教を施行する場合は「X」の掲載すること。
28 社教を施行する場合は「X」の掲載すること。
29 所に第田した集中書について毎田とがる場合に当該毎日に係る集申書の集申書の及びメントリー華号を記載すること。
26 日本の財政は、日本意味成格 A 4 のしかり込み式だすること。
2 ウランの区分質(単元記載する場合にあったは、当該区分変更に提保したウランの通信度のいずたが高い方の区分につこれのみ記載すること。

3 この報告書は、MBAごとに別業で作成すること。

別記機式第 5 (第7条 関係)(早ヶ島中も3・金光、平以総市も8・甲12巻市も3・甲12巻市も18・甲17大学も3・甲以大学も3・甲以大学も28・甲以大学も1・平20天学も21・平30天学も21・平30天学も21・平30天学も21・平30天学も21・平30天学も21・平30天学は31・全3天子は31・大学は31・大

機 告 年 月 日

核燃料物質在庫疾影等供給当事国別明細樂告書(1)

原子力規制委員会

悪

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第5項(第 住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

10項又は第13項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所

名 匠

幣

柏

連絡先 事務上の (注4) 連絡員の氏名 20 年 常 書 の合権指揮

施 設 名 (注2) 被燃料物質計量管理区域の符号 (注3)

SENSE. TO THE REPORT OF THE PARTY OF T assesses and a

核燃料物質在庫変劃等供給当專園別明細報告書(I) (OCRI)

(₹⊘2)

2 別院養決議(の任のの別により民業するにん。
3 別院養決議(の任のの別により民業するにん。
4 別院養決議(の任のの別により民業するにん。
4 別院養決議(の任のの別により民業するにん。
5 別院養決議(の任のの別により民業するにん。
5 別院養決議(の任のの別により民業するにん。
6 別院養決議(の任の別により民業するにん。
8 別院養決議(の任の別により民業するにん。
9 別院養決議(の任の別により民業するにん。
11 別院養決議(の任の別により民業するにん。
12 別院養決議(の任の別により民業するにん。
12 別院養決議(の任の別により民業するにん。
13 別院養決議(の任の別により民業するにん。
14 公エントリー権勢につる「保給当拳国別管理区分」の欄におおいた、複数行に集合する点要が与したる場合は、当該職の2
16 イ 公エントリー権勢につる「保給当拳国別管理区分」の欄におおいた、複数行に集合する点要が与したる場合は、当該職の2 注1 国際規制物質の使用等に限する規則第7条第5項、第6項、第10項又は第10項の規定に基づき提出する全ての集合書又は同条第13項の規定に基づき既に提出した同条第5項、第6項又は第12項の集合書を参Ⅲするために提出する全ての集合書につき、MBAごとに「0001」から欠奪、重複のない一連の番号を記載すること。 供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

	i	1	I	I	İ
J		₩			ш
z		7,		Ų	7
E		舞	長国連	ラブ首	77
Т		и	~	1/	7
×		٦į	`	çı,	П
Y		V	¥	7	W
V		5	4	7	5,
Z		H			群
K		4	スタ	ザフ	¥
W		Þ	7	1 9	ij
X		H			-#
H		Ж	V	√II	J
Δ		A	\ 99 I)	ースト	4
С		¥	7	J.	¢
I		Α	H	Ά	I
2	Г	>	9	+	۵

- 1回回原エム	WILLIAM	4	Н	インソ	アラブ首長国連邦	トル	D 00	A N B	ス ナ ナ	韓	カザフスタ	ユーラト	
の社会	ŀ	右	¥	7,	期	и	y	7	5	H	4	Þ	
では多りである。		0	J	z	E	Т	R	٧	V	Z	K	W	
- 国国家主力をあり当象へのの攻勢年が国の丘が、田田の40で攻勢年が国の参り、武田の40で攻勢年が国を注10天の柱横の掲げる区分であり、それぞれ右横で掲げる存むでより記載するによ。													

部1700乗の在欄に強づる区分に成じ、それぞれ右翼に揚げる存号により記載すること。	欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。	車国を出口の表の右翼に掲げる区分に応じ、そわぞわ右翼に掲げる符号により記載すること。	18 二国間原子力協定の対象である核燃料物質を用いて生産された核燃料物質の場合、使用された核燃料物質について、供給当
21 二国間原子力協定の対象である適屈を用いて生産された校教育物質の場合、その意屈について、供給当事国を柱170表の在	20 二国間原子力協定の対象である英連材物質を用いて生産された被徴材物質の場合、その英連材物質について、供給当事国を	19 二国国際子力協定の対象である数価を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備について、保給当事国を注印の表の右	

```
別記様式第6(第7条関係)
```

```
ごの歌すること。
28. 第8米日米海河の対象であるプルトニウムを含む客近都近存を表演した原子がご生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                  35 「國國原子力協定の対象である部品を用いた設備の中で使用された技術科物質の場合、その部品について、供給当事国を出
17の参した構定活動が気度分に応じ、それぞれ土権に指導で各学により記載すること。
26 「國國原子力協定の対象である権限又は設備(原子炉の設備以外の再急速の設備、議橋の設備等)を用いて生産された設置
交換質の場合、その設備年について、供給当事過受性17の表の共優に基げる区分に行し、それぞれ方属に基げる符号により記載すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 29 計畫管理規定で定めた方法による供給当事国別管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、1 グラム未織の端数は回
                                                                                                                                                                                                                                                27 原子力の非軍事的利用に難する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和28年条約額14号)の対象であり、第3次日米協定経効日(昭和28年7月17日)前に移版された校熈科物質又は生政されたプルトニウムの場合は「0」
                                                                                                                                                        捨五入すること。
3 この報告書は、MBAごとに別業で作成すること。
```

別記模式第 6(第7条 陽係)(年2億年今2・全元、平以銀行中2・甲11億行中8・甲12億行中110・甲17天平年8・平玄大分48・平玄東子県3・今元東子県3・今2東子県12・今2東子県12・一坂改正)

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2)

機告年月日
機 告 華 号

(# 1 )

原子力規制委員会

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

田 田 産 名

校原料物質、校務料物質及び原子炉の規制に限する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に限する規則第7条第5項(第 6項又は第13項)の規定により、次のとおり報告します。

8	名(注2) 連絡先	所 在 地 単勝上の 所 在 地	<b>伯</b> 學
(注5)	25	郷上の	竹
8員の氏名			粉

- !	-	-	,	-	-	-	-	ŀ	ŀ	J		- #)	-		Ē.	÷	1	1		Л	æ		н	
	_	Ė	Ŀ	Ŀ	t	ŧ.	Ė.	Ė	Ŀ	Ġ		<del>(</del> )			1.53	à	ĺ	ı	3	9			-	
	_		_	-	-	-	-	-	L	-	_	Ł		_	64	-	Ê	ŀ	- 3	ã۱			Ē	
	E	F	-	F	F	F	F	-	ŀ	Ó	- F	¥)				20			4.0	1			1916年日本第三	
	_	_	_	_	_	_	_	Ι	<u> </u>	4	_	1	i-				-2	<u>-</u>			is		31	
-	L	-	-	ŀ	ŀ	١	t		÷	C	5 8	(F)	Ę		-	2		1			ćo :	× ×	e.	
-	-	-	-	-	F	F	F	F	-	(	5 1	(神	b		1,	1	1		w.	ō.	#	ė	#	
		-	-	F	F	-	-	-	-	Ċ	- 1	RF)	-		1,	#	G#	'n	1		-			
	_	-	_	_	_	_	_	_				1	ä		-		: 0			8	R			
	_	<u> </u>	_	_	_	_	<u> </u>	_	-	(	9	#)	2				- 0	×		_	23			364
	ŀ	t	ţ	Ė.	Ė.	Ė.	ļ.	ļ.	ř	ı		ţ.	Þ		sc.				_		i i			篠
-	-	ŀ:	٢	ŀ	-	ŀ	ŀ	H	ŀ	ç	i 6	FF 1		1	100				p.	Ξį				**
	F	F	F	F	-	F	F	F	F	ŀ		H	П	i	100000		8	-	1 展帯を記る	3				- 12
	-	-	-				L_	-	L	_	_	1	þ	_		H			8	٠.				核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告告(2)(OCR2)
	È	Ŀ	Ė.	t	5	t	Ŀ	t	t	ŀ		t	×			2		ä.		4				24
-	-	ŀ	-	ł	-	-	l	ŀ	ŀ	d	- :	¥,		Section	15	=					1			HT
	ļ.	Ė.	Ė	ŧ	_	Ė	ļ.	Ė	Ė	ì		Ĭ,		ä	iii		į.	5	*					用
_	<u>-</u>	<u> </u>	<u> </u>	Ł		<u> </u>	<u> </u>	Ŀ.	Ŀ	_	_	<u> </u>	æ		ESHEARTS HE	15	-	3						WS
-	-	<u> </u>	-	ł_	r_	-	١.	١	-	0	× :	帝) (帝)		6 8	8	l e 1	Ė.	ğ		9				թ
-	-	<u> </u>	-	1		-	1	-	-	(	6	(神		29X	E	l_	- 6	-	3	×				18
-	-	F	-	F	F	F	F	F	F	0	3 1	FFF )	36	31	١.	20	E	12	*	3	11			444
-	F	Ε	E	E	E	E	E	E	E	7		t	E			2	F-	١.	39					<b>#</b>
-	-	F	-	F	-	-	-	F	F	d	2 6	4	1	200443	#		E	đ	B					35
-	ŀ.	t .	ŀ	ŀ.	t	t .	t	Ł	ŀ	Y	- '	"Ľ	1	ž	Ğ.		-		7		1 1			濉
	F	F	F	F	F	F	F	F	ŀ	- }		F	Ŀ		Š	2		-		╛				- au
-	-	-	-	F	-	F	F	F	F	(	3 1	#)	5	4 5	<b>计划公司条件的表现</b>	8			٠	*				100
-	-	F	-	F	F	F		-	-	0	3 :	FF )	1.	ZĐX.	ä		Ê	ÿ.		- 1	1	_	_	260
	-	F	-	-	-	F	-	F	-	O	2 1	F# )	-	p 3		0	İΞ		ø	9	75	z	2	=
-	-	-	-	-	-	F	F	F	F	()		RE)	E	12	35	ı	-	ř	- T	$\dashv$	E # # 2 (2)	中央中(指	11)884	温
	ŀ	-	-	<u> </u>	_	-	_	L					E	- 2	°ş.	П	Ê		15	ü	70	*	×	當
-	-	ŀ	ŀ	ŀ	H	H	١	-	ŀ.	(	1 32	(8) (4)	0	π.	5	1	Ι.,	20	Ž1.		0	0		雄
	Ε.	ŀ.	E	Ε.	E	E.			-		2	4)	2	or extend	39	Ш	(9) (2)	8	### (-18EB)	オントリーにお	69			nik
-	-	F	- 1	F	-	F	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	-	H)	8			ж.	14		3		2	2	*	with
	Ė	Ė.	ļ.	ļ.	Ė	Ė	ļ.	Ė	Ė	-	2 1	0	П			*	- 3	23	4				"	W
-	ŀ	H	ŀ	ŀ	ŀ	F	ŀ	ŀ	H	()	2 8	FF )				*	_	-		7				N N
	F	F		F	F	F	F	F	F	-	-	-											>	~
_	١.	<u> </u>	<u>.                                    </u>		١.	Ĺ.,	<u></u>	-	-	4	_	Ţ.	2			_			3	. !				1 8
-	ŀ.	ŀ.	ŀ	Ŀ	1	Ŀ	Ŀ	Ŀ	H	ł	-	ŀ	1				Ł	23	•	١,			9.00	l xi
-	F	Ē	Ę.	F	Ξ	F	Ç.	F	F	d		F			٠	Negations and	ŀ						ě	13
ŀ	Ł	Ŀ	Ŀ	Ŀ	-	Ł	Ł	Ł	Ł	Q	6	(F)				ĕ	ŀ		4	.				
F	F	=	F	F	F	F	F	-	F	- 1		F				ž	Fa.	ı						
_	-		_	-	-		<u></u>	1	t.	_	٠.	1	2			_	(#E						÷	
_	Ł.			Ŀ.	<u> </u>	-	Ŀ	ŀ	Ł_	d	8 1	(a) (c)	2			4 to 10	=	1	7	٠				
ł	F.	-	F _	F	ŀ .	Ŀ.	ŀ	1	F.	Ω	2 1	#)	33.74			-	H	ĺ					L	
-	1	-	-	ļ	F	-	-	-	-	7	-	F	E.		2		È			. 1			Γ.	
Ė	ţ	_	Ė	t	į.	Ė	ţ.	Ė	ţ			t.	L			11			•	1				
	$\vdash$		$\vdash$	1	1	-	t-	$\vdash$	t	d	3 1	(ja	12	-	75	7-2BE	È			ı			100	
•	<u>_</u>	-	<u>.</u>		-					-			2000	ж	4 ×	щ	-	17	-	-			И	
	*		_	-			_	_	_	_	_				_	_	_	_	_	_		_	_	

(₹Ø2)

注1 別記様式第5の在1の例により記載すること。
2 別記様式第4の在2の例により記載すること。
3 別記様式第4の在2の例により記載すること。
4 実在車量の確認の例により記載すること。
4 実在車量の確認の例により記載すること。
5 別記様式第4の在3の例により記載すること。
5 別記様式第4の在2の例により記載すること。
6 別記様式第4の在6の例により記載すること。
7 別記様式第4の在6の例により記載すること。
9 別記様式第4の在1の例により記載すること。
10 別記様式第4の在10の例により記載すること。
11 別記様式第4の在10の例により記載すること。
12 別記様式第4の在10の例により記載すること。
13 イ 全エントリー情報につき、「作給当率国別管理区分」の構において複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
14 次の表の任意に超げる原因又は本項に応じ、それぞわ右欄に掲げる符号を記載すること。
15 原に集音したテータを削除する場合は「A」と記載すること。
16 原式表もした成分ののMBAからの受入力)
17 成の表の仕欄に掲げる原因又は本項に応じ、それぞわ右欄に掲げる符号を記載すること。
18 回答表入力(施設行の他のMBAからの受入力)
18 回答表入力(施設行の他のMBAからの受入力)
18 回答表入力(施設行の他のMBAからの受入力)
18 回答表入力(施設行の他のMBAからの受入力)
18 回答表力は個に表げる符号を記載すること。

```
|別記様式第7(第7条関係)
```

```
別記模式第7(第7条関係)(平々総合会3・金池、平10総合会8・平11総合会8・平12総合会118・平25大学会8・平28億子度3・会元度子度3・会る更子度3・一部改正)
                                                                                                                                                                                                               (₹の1)
                                         定により、次のとおり報告します。
                                                     核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第7項の規
                                                                                                                       原子力規制委員会
                業型
         名 熈 由
                                                                                                                       寒
         杏
                                                                                                                                                特定燃料体挿入報告書
                                                                                              住所
                                                                               氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
連絡先
                単郷上の
        製告年月日 報告 番号
                                                                                                                                                                                (# L)
```

15 別記録式報 4 の在22の際により記載すること。
17 別記録式数 5 の在12の際により記載すること。
17 別記録式数 5 の在12の際により記載すること。
18 別記録式数 5 の在12の際により記載すること。
20 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
20 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
21 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
22 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
23 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
24 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
25 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
27 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
28 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
27 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
28 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
29 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
20 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
21 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
22 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
23 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
24 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
25 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
26 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
27 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。
28 別記録式数 5 の在22の際により記載すること。

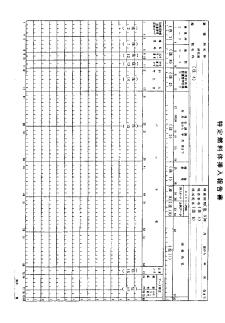
29 別記義式海4の在25の愛により記載すること。
30 別記義式海4の在25の愛により記載すること。
31 別記義式海4の在250の愛により記載すること。
32 別記表式海4の在250の愛により記載すること。
32 別記表式海4の在250の愛により記載すること。

2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

核燃料物質計量循理区域の符号 (注2)

(注3) 連絡員の氏名

电器器电



(₹∅2)

```
注1 国際設置物質の資用等に整する認識部(桑藤7兵の設施に執力を接出する全への集由書につき、MBAごとに「0001」から欠集・賃繳のなご一通の律与を記載すること。
2 別語書式舞4の注3の返により記載すること。
3 別語書文舞4の注2の返により記載すること。
4 原十戸者の記載すること。
```

```
4 原一年の存在記載すること。
4 原一年の存在記載すること。
5 特定燃料存を原子炉内に挿入した日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
5 特定燃料存を原子炉内に挿入した日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
6 別記載決議 の注 6 の際により記載すること。
7 別記載決議 の注 7 の際により記載すること。
9 別記載決議 の注 9 の際により記載すること。
10 別記載決議 の注 10 の際により記載すること。
11 別記載決議 の注 10 の際により記載すること。
12 別記載決議 の注 10 の際により記載すること。
13 原に乗与したデータを制造する場合は 「A と記載すること。
14 特定燃料存を原子炉に挿入した年月日を記載すること。
15 原子炉内に挿入した特定域特容に関し、計量型規定で定めた方法により付したパッチの番号を記載すること。
16 別記載決議 4 の在28の際により記載すること。
17 別記載決議 4 の在28の際により記載すること。
2 この無音載礼、日本産業規格 4 4 のつづり込み式とすること。
2 この無音載礼、原子炉にどに別業で作成すること。
```

癒	救寒	虧	ŀ	1	核調(133項)			通			
ult	<b>校燃料物質計量</b>		200	上端▽シナ★排焊	核原料物質、 1項)の規定に			产力規(			
≇	幹庫	no.	X	排	関係が			原子力規制委員会			
99	脅強区	鹨	严	130	変数			N			
灎	域の符		訲		<b>海</b> (のと)			Smr.			
灩	华	190	本	幣	校原料物質、校燃料物質及び原子炉の規制に 13項)の規定により、次のとおり報告します。			爂			
(iii	(H	<b>#</b>			音の描						
4	3)	2)			当 世						
年升					13 to 18				麽		
mim					法律簿				***		
日田なるで					67条票				<b>绞燃料物質収支報告書</b>		
	_	施	#		1 1/3	积纶	住所		越		
	∰ 5)	路光	単端上の		校総対物質及び原子炉の規制に属する法律薬67条薬1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第11項により、次のとおり報告します。		-n		44		
	強		學	ψ	類地	7					
	連絡員の氏名		ተ		(2) (2) (3)	574				煮	
	孙		善	楽	主	40				o)	併
無話舞号					25	名號				申	1 411
4					する拠	及び代				-	
					夏第7	表者の					
					· 徐 題	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)				(H 1)	
					***						_

```
で報告する必要が生じる場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載す
    ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
14 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載する
  こと。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様
  式第4の注16の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げ
  る符号を記載すること。
期首実在庫(前回の報告対象期間に行った実在庫量の確認におい
て記録した全ての実在庫量の代数和)
                                                   別記様式
第4の注
16の例に
よる
在庫変動 (報告対象期間内に確認された全ての在庫変動の原因又
は事項ごとの記録の数量の代数和)
在庫変動の端数調整(国際規制物資の使用等に関する規則第7条
第4項、第8項、第9項又は第13項に基づ多提出する報告書によ
り報告した全ての在庫変動の原因又は準項ことの数量の代数和か
Б当該報告書の在庫変動の欄の数量を差し引いた値)
                                                     R A
期末帳簿在庫(期首実在庫の四捨五入を行わない数量と在庫変動
の四捨五入を行わない数量との代数和)
                                                     ВΕ
期末帳簿在庫の端数調整 (期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄
の数量との代数和から期末帳簿在庫の数量を差し引いた値)
                                                   RABE
受払問差異(報告対象期間中に記録した全ての受払問差異の数量
の代数和)
                                                     DΙ
▽パルロン
受払間差異の熔数調整(国際規制物資の使用等に関する規則第7
条第4項、第8項、第9項又は第13項に第一3提出する報告書に
より報告した全ての受払間差異の数量の代数和から当該報告書の
受払間差異の欄の数量を進し引いた値)
                                                   RADI
```

調整済期末帳簿在庫(期末帳簿在庫の四撸五入を行わない数量と

13 イ 元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより複数行

注1 別記様式第4の注1の例により記載すること。 別記様式第4の注2の例により記載すること。 別記様式第4の注3の例により記載すること。

別記様式第4の注5の例により記載すること。 別記様式第3の注2の例により記載すること。 別記様式第4の注6の例により記載すること。 別記様式第4の注7の例により記載すること。 別記様式第4の注8の例により記載すること。 別記様式第4の注9の例により記載すること。 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。

3

受払間差異の四捨五入を行わない数量との代数和) 交流に基本の名詞立たという。 調整済期末帳簿在庫の端数調整(期首実在庫の欄の数量と在庫変 動の欄の数量との代数和から受払問差異の欄の数量と調整済期末 帳簿在庫の欄との数量の代数和を差し引いた値) RABA 期末実在庫(報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録 した全ての実在庫量の代数和) РΕ 関末実在庫の場数調整(国際規制物資の使用等に関する規則第7条第11項又は第13項に基づき報告する報告書により報告した全ての実在庫量の代数和から期末実在庫の欄の数量を差し引いた値) RAPE 在庫差 (調整済期末帳簿在庫の四擔五入を行わない数量から期末 実在庫の四擔五入を行わない数量を差し引いた値) 在車差の端数調整 (調整済期末帳簿在庫の欄の数量から期末実在庫の欄の数量を差し引き、さらに在庫差の欄の数量を差し引き、さらに在庫差の欄の数量を差し引いた値)

- 15 別記様式第4の注21の例により記載すること。
- 16 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 17 核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単 位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 18 別記様式第4の注24の例により記載すること。
- 19 トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核燃料物質の区分及び収 支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満 の端数は四捨五入すること。
- 20 別記模式第4の注26の例により記載すること。
- 21 別記様式第4の注28の例により記載すること。
- 22 別記様式第 4 の注29の例により記載すること。 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。

  - 2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの 濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
  - この報告書は、MBAごとに別業で作成すること。

別記楼式第 9(第7条 関係)(年2総年43・金元、平18総日48・平1188日48・平128日418・平17天外48・平25天分48・平28年月8・4元男子成3・4元男子成3・4年月十日日・一年8日)

(淮1)

**核燃料物質実在庫量明細報告書** 

原子力規制委員会

爂

住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

施 設 名 (注2) | 技燃料物質計量管理区域の符号 (注3) | 実在庫量の確認の実施の年月日 (注4) 連絡先 事務上の (注5) |連絡員の氏名 名所在常着 無結準号(

# ш 工場又は事業所 所

柏

筷

13項)の規定により、次のとおり製告します。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第11項(第

MALE IN A 実在庫明細表 (PIL) THE PROPERTY OF THE PROPERTY O SI M X 16

(その2)

```
注1 別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注2の例により記載すること。
    別記様式第4の注2の例により記載すること。
    別記様式第4の注2の例により記載すること。
    別記様式第4の注2の例により記載すること。
    別記様式第4の注2の例により記載すること。
    別記様式第4の注2の例により記載すること。
    別記様式第4の注2の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注1の例により記載すること。
    別記様式第4の注10の例により記載すること。
    別記様式第4の注10の例により記載すること。
    別記様式第4の注20の例により記載すること。
    別記様式第4の注20の例により記載すること。
    別記様式第4の注20の例により記載すること。
    別記様式第4の注20の例により記載すること。
    別記様式第4の注20の例により記載すること。
```

```
    別記様式第4の在30の例により記載すること。
    別記様式第4の在30例により記載すること。
    別記様式第4の在30の例により記載すること。
    別記機式第4の在30の例により記載すること。
    別記機式第4の在300例により記載すること。
    別記機式第4の在300例により記載すること。
    電券1 この用部は、日本産業規格A4のフラリ込み式とすること。
    この機当費は、MBAごとに別業で作成すること。
```

別語模式第10(第7条関係)(摩?総所令。金数 平以総所令。平江総所令は,平以総所令は,平以文外令60,平25大外令8,平28原才被3,七元原子被3,一令2原子被21,一部改正)

粮 告 年 月 日 粮 告 春 号 (淮1)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)

住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

原子力規制委員会

13項)の規定により、次のとおり製告します。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第12項(第 筷 事務上の 名所在常着

工場又は事業所 所

柏

施 設 名 (注2) | 技燃料物質計量管理区域の符号 (注3) | 実在庫量の確認の実施の年月日 (注4)

# ш

連絡先

(注5) |連絡員の氏名

無結準号(

(大学) 一年 (大学) 工場及は機能を 6 巻 (俗 2) 基 (俗 2) ファド P. Shipe it

(₹∅2)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1) (CCR3)

```
注1 別記報式第5の注1の例により記載すること。
2 別記報式第4の注2の記載すること。
3 別記報式第4の注2の例により記載すること。
4 別記報式第4の注2の例により記載すること。
5 別記報式第4の注2の例により記載すること。
6 別記報式第4の注2の例により記載すること。
7 別記報式第4の注2の例により記載すること。
10 別記報式第4の注2の例により記載すること。
11 別記報式第4の注2の例により記載すること。
12 別記報式第4の注1の例により記載すること。
13 別記報式第4の注10の例により記載すること。
14 回認規裁約費の使用毎に限する規則第7条第11項以採到3項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と服達する。
15 別記報式第4の注12の例により記載すること。
16 別記報式第5の注12の例により記載すること。
17 別記報式第5の注12の例により記載すること。
18 別記報式第5の注12の例により記載すること。
19 別記報式第5の注20の例により記載すること。
20 別記報式第5の注20の例により記載すること。
20 別記報式第5の注20の例により記載すること。
20 別記報式第5の注20の例により記載すること。
21 別記報式第5の注20の例により記載すること。
22 別記報式第5の注20の例により記載すること。
```

```
23 別記様式第5の在24の例により記載すること。
24 別記様式第5の在25の例により記載すること。
25 別記様式第5の在25の例により記載すること。
26 別記様式第5の在25の例により記載すること。
27 別記様式第5の在22の例により記載すること。
28 別記様式第4の在22の例により記載すること。
29 別記様式第4の在25の例により記載すること。
30 別記様式第4の在25の例により記載すること。
31 別記様式第4の在25の例により記載すること。
32 別記様式第4の在25の例により記載すること。
33 別記様式第4の在25の例により記載すること。
25 別記様式第4の在25の例により記載すること。
26 別記様式第4の在25の例により記載すること。
```

別記錄式第 11 (第 7 条 國係)(早く総母も3・金先、早10億月48・平11億月48・平12億月4118・平17大昇48・平2次昇48・平2次平48・キ元原子根3・4元原子根3・42原子板21・一部末日)

(淮1)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2)

校原料物質、校燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第12項(第 住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

13項)の規定により、次のとおり製告します。

原子力規制委員会

工場又は事業所 所 施 設 名 (注2) | 技燃料物質計量管理区域の符号 (注3) | 実在庫量の確認の実施の年月日 (注4) 柏 楪 # ш 連絡先 事務上の (注5) |連絡員の氏名 名所名称 無結準号(

(₹⊘2)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明領報告書(2) (OCR4)

```
注1 別院株式舞 5 の注1 の例により記載すること。
2 別院株式舞 4 の注2 の例により記載すること。
2 別院株式舞 4 の注2 の例により記載すること。
4 別院株式舞 4 の注2 の例により記載すること。
5 別院株式舞 9 の注4 の第 6 の例により記載すること。
6 別院株式舞 4 の注 9 の例により記載すること。
6 別院株式舞 4 の注 9 の例により記載すること。
7 別院株式舞 4 の注 9 の例により記載すること。
10 別院株式舞 4 の注10 の例により記載すること。
11 別院株式舞 4 の注10 の例により記載すること。
12 別院株式舞 4 の注10 の例により記載すること。
13 別院株式舞 4 の注10 の例により記載すること。
14 別院株式舞 5 の注10 の例により記載すること。
15 別院株式舞 5 の注10 の例により記載すること。
16 別院株式舞 5 の注10 の例により記載すること。
17 別院株式舞 5 の注20 の例により記載すること。
18 別院株式舞 5 の注20 の例により記載すること。
19 別院株式舞 5 の注20 の例により記載すること。
20 別院株式舞 5 の注20 の例により記載すること。
20 別院株式舞 5 の注20 の例により記載すること。
21 別院株式舞 5 の注20 の例により記載すること。
22 別院株式舞 5 の注20 の例により記載すること。
23 別院株式舞 5 の注20 の例により記載すること。
23 別院株式舞 5 の注20 の形と3 の例により記載すること。
23 別院株式舞 5 の注20 の形と3 の例により記載すること。
23 別院株式舞 5 の注20 の形と3 の例により記載すること。
23 別院株式舞 5 の注20 の形と3 の形により記載すること。
23 別院株式舞 5 の注20 の形と3 の形により記載すること。
```

```
24 別院養式第5の年30の例により記載すること。
25 別院養式第5の年30の例により記載すること。
26 別院養式第5の年30の例により記載すること。
27 核疾お物質の反対及び特益・単国の管理型分ごとに重量をグラム単位で記載し、1グラム未適の強数は回摘五入すること。
27 核疾お物質の反対及び特益・単国の管理型分ごとに重要をグラム単位で記載し、1グラム未適の強数は回摘五入すること。
28 別院養式第4の年30の所により記載すること。
39 別院養式第4の年30の所により記載すること。
31 別院養式第4の年30の所により記載すること。
31 別院養式第4の年30の所により記載すること。
32 日の養養は、11日本養業期格 14のつづり込み式とすること。
32 日本養業期格 14のつづり込み式とすること。
```

別記様式第12(第7条関係)(平20原子規3・途20、平20原子根3・令元原子根3・令2原子 低12・今2原子板21・一部改正) 年 期 施設採業計画報告書 年 月 日原子力規制委員会 殿住 所 任 所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 校原科物質、被燃料物質及び原子炉の規制に関する法律期の条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第14項の規定により次のとおり報告します。 年 月 日

物質の便用	命に	関す	る規	則第7条第14項の規定	3により次のとおり報告します	٥
工場又は 事業所	名		称			
サ未の	所	在	地			
サイトコー	- F	(注:	1)			
事務上の 連絡先	名		称			
是附近	所	在	地			
	連絡名	各員の	の氏	所属部課名 ( 電話番号 ( メールアドレス (	) ) F A X 番号(  ) )	

施設コード	1月 (7月)	2月 (8月)	3月(9月)	4月 (10月)	5月 (11月)	6月 (12月)
(注 2 )	(注3)					



- □ サイトごとに国に登録する符号を記載すること。

  ② 別記様式第4の社8の例により記載すること。

  ③ 予定される施設の接業状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状態の区分ごとに、記入欄を区切り、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

建設準備中	PC
建設中	UC
試験中	СМ
運転中	0 P
検査・保守作業、改造、運転停止中	MM
廃止措置中(核燃料物質が残っている場合)	x s
廃止措置中(核燃料物質が残っていない場合)	CD
廃止済	DE
その他	от

- 4 注3のうち「OT」を使用した場合は、備考欄にその詳細を記載するこ と。 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。

別記模式第1名(第7条関係)(中7度所令の・金数、平1度所令の・平1度所令の・平1度所令18・平12天平今の・平22天平今の・平25天平令の・平35天平令・一級改正、平25年上の「東子担の・田東天真20年~・38年上、今1度子担の・今2度子担ロ・今8年十四日・一部改正)

(₹Ø2)

核燃料物質受払計画等報告書

原子力規制委員会

核燃料物質受払計画等報告書

| 校原料物質、核機料物質及び原子炉の規制に臨する法律部67条第1項及び国際規制物資の使用等に属する規則第7条第15項(第 |16項)の規定により、次のとおり報告します。

住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

裾 巌

咿

工場又は事業所

 計事業所
 名
 表

 所
 布
 先

 財
 4
 (注 2)

 計
 2
 (注 3)

の金融問題

(注1)

製 告 年 月 日

S (N 2) THE REPORT OF THE PARTY OF 日から 苯 月 日上で

```
注1 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第15項又は第16項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、施設(試験研究
用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者にあっては原子炉)ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載す
```

2 別認義決議4の注2の例により記載すること。
3 毎年1月1日から6月20日主で又は7月1日から12月31日主での期間を記載すること。
4 別認義決議4の注2の例により記載すること。
5 別認義決議4の注2の例により記載すること。
6 別認義決議4の注2の例により記載すること。
7 別認義決議4の注2の例により記載すること。
8 別認義決議4の注2の例により記載すること。
9 別認義決議4の注2の例により記載すること。
10 別認義決議4の注10の例により記載すること。
11 別認義決議4の注10の例により記載すること。
11 別認義決議4の注10の例により記載すること。
11 別認義決議4の注10の例により記載すること。
11 別認義決議4の注10の例により記載すること。

13 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。 こと。 ロ 既に操告したデータを指除する場合又は絞然均衡質の受払いに関する計画及び実在申量の確認の実施に関する計画が全 佐物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載する くない場合は「A」と記載すること。

| 核燃料物質の輸出に関する計画 | SF

核燃料物質の輸入に関する計画 実在庫量の確認の実施に関する計画 PIT

RF

```
## 1 この用版は、日本産業規格 A 4のつづり込み式とすること。
2 国内の他の施設からの受入れ収は国内の他の施設への払出しておって、実効値が0.1に進しない数素が物質の受払こにし

    グラム単位は「G」、キログラム単位は「K」と記載すること。
    成議略ウラン又は指議略ウランの場合のみ回分率で小数点第2位まで記載すること。
    別記様式舞4の注28の原により記載すること。
    別記様式第4の注29の原により記載すること。

                                                                                                                                                                                                                                                                                               20 天然ウラン、名作ウラン、トリウムについてはキログラム単位で記載し、1キログラム未満の爆数は国捨五入すること。また、店舗指ウラン、高舗指ウラン、ブルトニウム、ウラン223についてはグラム単位で記載し、1グラム未満の爆数について、たいのではグラム単位で記載し、1グラム未満の爆数について、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   14 各エントリー情報で報告する計画を実施する予定の開始年月日及び終了年月日を記載すること。15 技態料物質の受払いを実施する予定の相手先の施設の符号を記載すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  18 別記様式第5の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載すること。19 別記様式第4の注22の例により記載すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             17 別記様式第4の注20の例により記載すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     16 報告する受払い予定の単位体数を記載すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                     は四捨五入すること。
3 この報告書は、施設(試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者にあっては原子炉)ごとに別葉で作成するこ
                                 いては、記載を省略することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               SD
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   R D
```

年 月 日 原子力規制委員会 殿 住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物質の使用等に関する規則第7条第1a項の規定により、次のとおり報告します。

90									
施		設	名	称	(注1)				
Æ		政	٦.	– ۴′	(注2)				
輸フ	(輸 b	出) 予	定	H		4	F )	1	Ħ
相手	国到	着予	定	H		ź	F )	₹	Ħ
40.7 M	e centro	m)	名	称					
を を	き (輸出者	密)の	所	在地					
輸入	(輸出)	の相	手目	国名					
経	E	Ħ		国					
翰 2	(輸 <i>E</i>	B) の	氏	名					
相	手 方	Ó	住	所					
輸力	(輪 <i>E</i>	H) の	名	称					
相 ∃	施言	定の	所:	在地					
運拍	食容 暑	善 の	概	要					
運	搬	手		段					
HH-REE TO	ては梱包を	5.45.3	場	所					
開作り	CAN MALERY	21372	予?	定日					
単位	組成、	供業	â T	素	子 :	定	数 量	等	核燃料物質の同定に関
体数	形状等	当事	<b>a</b> =	- F	元素重量	単位	核分裂性 物質重量	濃縮度 (%)	の同定に関するその他 の事項
(注	往	往		往	往	往	往	淮	往
3	4	5		6	7	8	9	10	11
			Щ.		L	_	L		L

- 注1 別記様式第4の注2の例により記載すること。法第61条の3第1項の許 可を受けた者にあっては、使用の場所を記載すること。
  - 2 別記様式第4の社 8の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にあっては、計量管理規定で定めたMBAの符号を記載する
  - 3 輸入(輸出)実施予定の核燃料物質について、その単位体数を供給当事 国ごとに記載すること。
  - 4 化学的組成、物理的形状及び可能であれば同位体組成を記載すること。 5 別記様式第5の往17の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる
  - 符号を記載すること。
  - 6 別記様式第4の注22の例により記載すること。
  - 7 別記様式第13の注20の例により記載すること。
- 別記様実施13の性21の何により記載すること。
   天然ウラン、劣化ウラン、トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四 捨五入すること。 10 別記様式第13の注22の例により記載すること。

- 11 以下に大り場合にのみ記載すること。 イ 輸出の場合であって、当該核燃料物質の計量管理規定で定めた方法に より付したバッチの符号が明らかな場合は、当該バッチの符号を記載す ること。
- ロ 輸入の場合であって、輸入相手国内において当該核燃料物質を同定す るために個別に付された符号が明らかな場合は、当該符号を記載するこ
- 。 その他核燃料物質の同定に関する事項がある場合は、可能な限り詳細 に記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年 期 核原料物質管理報告書 年

栗 月 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物質の使用等に関する規則第7条第20項の規定により、次のとおり報告しま す。

質の区分 (注1)	
当 事 国	4
名 府	r.
所 在 地	<u>t</u>
名 (注2)	
資計量管理区域の符号 (注3)	1
名 務	r .
所 在 地	電話番号(
	当 事 国 名 系 所 在 光 (注 2) 資計量管理区域の符号 (注 3)

_				
導	μ			項
期		首	在	庫
期中増加	受入れ (注 6)	払出工 業所名	場又は事 (注 7)	受 入 年月日
加	その	他の	増加	(往8)
調			整	(往9)
		#		(注10)
期	払出し (注11)	受入工業所名	場又は事 (注12)	払 出 年月日
中滅	消費、	廃棄又(	は損失	(注13)
少	*	故	損	失

	ŧ	0	他	0	減	少	(注14)
期			末			在	庫
調						整	(往9)
			î	ŀ			(注15)
期	末	貯	液	裁	委	託	(注16)
期		末		運		搬	(注17)

- 注1 ウラン鉱又はトリウム鉱の区分により記載すること。
- 2 廃棄事業者のみ使用することとし、廃棄施設名を記載すること。 3 計量管理規定で定めた国際規制物資計量管理区域の符号を記載するこ
- と。 4 別記様式第3の住2の例により記載すること。 う ウラン鉱の区分に属するものにあってはウランの量、トリウム鉱の区分に属するものにあってはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の帰載は、四緒五天すること。 6 別記様式第3の往13の例により記載すること。
- 別記録決議3の性13の時により記載すること。
   輸入の場合にあっては、輸入相手国名及が相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。
   別記録式第3の性5の例により記載すること。
   別記録式第3の性6の例により記載すること。
   別記録式第3の性7の例により記載すること。
   別記録式第3の性15の例により記載すること。

- 11 別記権式第3の任15の例により記載すること。
  12 輸出の場合にあっては、輸出相手国及が相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。
  13 損失については、通常発生する損失を記載すること。
  14 担長親差による減少等を記載すること。
  15 別記様式第3の注10の例により記載すること。
  16 期末において、契額事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。
  17 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。
  ただし、契鎖事業者、廃棄事業者又は国際規制物質使用者以外の者が払出しを行う者が記載すること。
  ただし、契鎖事業者、廃棄事業者又は国際規制物質使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入力を行う場合は、受力を行う場合は、受力を行う場合は、受力を行う場合は、受力を行る場合は、受力を行る場合は、受力を行る場合は、受力を行る場合は、受力を行る場合は、受力を行る場合は、受力を行る場合は、受力を行る場合は、受力を表すること。 を行う場合は、受入れを行う者が記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、核原料物質の区分ごとに、かつ、供給当事国ごとに作成すること。

別記様式第16 (第7条関係) (昭62総所令44・追加・平元総前令45・平7総前令5・平12総所令4・平12総所令415・平12支持令50・平5支付令5・一首改正、平2億子負。・市政で14年の・中立東子担1・一部改正) ・ 18株式第12巻下・一部改正、平2億子長6・今元第子根5・中2 東子担1・一部改正) 年 期 核燃料物質管理報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物資の使用等に関する規則第7条第21項の規定により、次のとおり報告しま

÷.		
- 48 34 96	名	称
工場又は事業所	所 在 :	地
核燃料物質計量管理区域	0 符号(注1	.)
	名	称
事務上の連絡先(注2)	所 在 :	地 電話番号(
	連絡員の氏	名 所属部踝名(

	事		項	数	量	(注4)
	期	首 在	庫			
期	受入れ	払出工場又は事業所	名 受入年月日			
中	(注5)					
増	その	他の増	加 (注6)			
加		計				
	4000	受入工場又は事業所	名 払出年月日			
期	払出し (注7)					
中	消費、	廃棄又は損	失 (注8)			

減	事		故		ŧ	員	失
少	そ	の	他	0	減	少	(注9)
				計			
其	ij		末		在		庫

- 注1 別記様式第4の注3の例により記載すること。

- 1 加配様式第40世名の例により記載すること。
   2 別記様式第30注20例により記載すること。
   3 天然ウラン、発化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
   4 天然ウラン又は劣化ウランの区別に属するものにあってはウランの量、トリウムの区分に属するものにあってはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四拾五入すること。
- 5 別記様式第3の注13の例により記載すること。 6 別記様式第3の注5の例により記載すること。
- 別記様式第3の注15の例により記載すること。
- 別記様式第15の注13の例により記載すること。 9 別記様式第15の注14の例により記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2 この報告書は、核燃料物質の区分ごとに、供給当事国ごとに、かつ、 化合物又は混合物の種類ごとに作成すること。

到記幕式器 17(第7条関係)(単く総括命)・必然、中2総括令。・単1総括令44、中12総括令118・中17文件令6、中2文件令6・・超表記、帯2線学施3・日東2度(線下・一型改造、今2線学施3・今2線学施2・一型改造)(その1)

**数** 年 年 月 日 (#1)

住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

原子力規制委員会

爂

減速材物質在庫状況変動報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に踢する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第22項(第 24項)の規定により、次のとおり報告します。 (註3) 多編 界器 必興 電話番号 (

7.0

图察规想多資毕員(注2) 智强区级の符号中

工場又は事業所 所 在 地

(₹の2)

減速材物質在庫状況変動報告書 (MCR1)

1			-	-		1.1		-	-	-	-		-(*	- 6	-	4 5 10 10	中 中 1			24 A13 MATE SEA	20 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25
			-	Ė	-		-	-			-		-		Ę	_			-	`.c	(i
(a) 1 (a) 1 (b) 1 (c) 1					-									F	J-	2 10	STATE OF THE PARTY		2 2	*	
(12 m) (12 m) (13 m) (14 m) (15 m) (1					-		-		-				-(5	5		22	MIC II		18 15 TO 24	日から 東 日 日まで 最	
(2g Gb) y 8 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								-		Ē			C.	F	0	6	2 M	1	2	× .	# # # # # # # # #
(2) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			-	!	L	Ė	-	-		-	-		(8	. #	)		U.898 1 (6) 4 (8) (2)	(8.9)	33.94	TWO.	35
(g (k) )		ŀ	Ė			Ė	Ė		Ė	Ė				B	}			l	2	ß	
	_	E	E	-	E	-		[- -	E	E	-	-	-(%	-	L	2				#	

```
注1 国際裁判物質回答に関する規則第7条部22項、第23項以前第23項の裁定に基合を担する全の機合書に合き、国際裁

超衡数計量管理反應(以下「ACA」という。)ごとに「0001」から反應、 産後のない一連の番号を記載すること。

2 計量管理反應(以下「ACA」という。)ごとに「0001」から反應、 産後のない一連の番号を記載すること。

4 別記様式額3の注2の例により記載すること。

5 布理状況の姿勢か生した自己を含む月の始まりに執わりの年月日を記載すること。

5 利理技術式額4の注1の例により記載すること。

8 別記様式額4の注1の例により記載すること。

8 別記様式額4の注1の例により記載すること。

10 別記様式額4の注1の例により記載すること。

11 別記様式額4の注1の例により記載すること。

12 別記様式額4の注1の例により記載すること。

12 別記様式額4の注1の例により記載すること。

12 別記様式額4の注1の例により記載すること。

13 イ 報告する政法対物質の重量が15的を組入ることにより「数量」の欄において後数行で報告する必要が生じる場合は、当

該欄の2行日以降に「C」に記載すること。

14 行用状況の姿勢か生したチェクを記載し、他力の構には相手がある場合の名相手先のACAの符号を記載すること。

15 いずれか一方の横に当該ACAの符号を記載し、他力の構には相手がある場合の名相手先のACAの符号を記載すること。

16 後入の表の金を担ぐ本日日と記載すること。

17 日本状況の姿勢か生した年日日を記載すること。

18 日本版工場でもしたデークを記載し、他力の構には相手がある場合の名相手先のACAの符号を記載すること。

19 略入

日本版工場で表記した。

10 日本版工場では、日本の合の表の名(Aからの受入社)
```

17 250	# H H H	対象の	₩		寒		감		×
次の表の左右に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右横に掲げる符号を記載すること。	20	研究用等原子炉設置者及び     減速材としての使用の状況への移行  田原子炉部屋もの3000ほと	事故损失	廃棄 (工場又は事業所において行われる廃棄を除く。)	<b>治療</b>	損失(通常発生する損失)	国内払出し(国内の他のACAへの払出し)	****	事故増加(予期しない発見による減速材物質の増加)
	0.0	υI	L A	W A	CL	LS	SD	SF	G A

	主主	12	21	12	_	_				
13	TH.	22	ř	20	19	18	Γ.		_	
この報告書は、ACAごとに別業で作成すること。	この用紙は、	別記様式第4の注29の例により記載すること。	別記様式第4の注28の例により記載すること。	別記様式第4の注24の例により記載すること。	減速材物質の重量をグ	別記様式第5の注17の3	その他の製油材物質	ジルコニウム	原子炉殺黒鉛	重水又は重水素
33 E	葉規格 A	例により	例により	別により	ラム単位	表の荘構	OM	ΙZ	GН	WH
]葉で作成すること。	日本産業規格A4のつづり込み式とすること。		3歳すること。	数するいで。	減速材物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。	別記様式第5の注17の表の左横に掲げる区分に応じ、それぞれ右横に掲げる符号を記載すること。				

別記義主第18(第7条関係)(平ヶ総計も3・金光・井)総計も8・平12総計を118・平17女社を3・平次大井を3・平次大井を3・・超泉正、野2原を煮3・13 株式直1後下・一提泉正、今元原子成3・金2原子成立・金2原子成立・一起泉立) (その1)

(注1)

機 告 年 月 日

校原料物質、核燃料物質及び原子炉の規能に賜する法律類67条第1項及び國際規制物資の使用等に限する規則第7条類23項(第 24項)の規定により、次のとおり報告します。

住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

原子力規制委員会

悪

減速材物質在庫報告書

_			
撤	国際港	H	
咿	拠無物	4	¥
潍	章	<b>*</b>	
鄉	日本	野	139
进	図域の	詂	
ш	の称号	杏	幣
(淮3)	(注2)		
卅			
Э			
ш			
Ĥ	_ 4	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	辞
9	<del>Mí</del>	平	ψ
果	恣	拚	
134	)mo	袛	禁
電話番号(			

(₹∅2)

減速材物質在庫報告帶 (MCR2)

1 (1 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2
(1 m) (1 m)
1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
1
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
1 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1
The state of the
1
1
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
1
を の
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

18 別部株式商4の在24の例により記載すること。
 19 別部株式商4の在26の例により記載すること。
 20 別部株式商4の在200の例により記載すること。
 20 別部株式商4の在200の例により記載すること。
 21 この用窓は、日本産業別格A4のフラリ込み式とすること。
 2 この集合書は、ACAごとに別業で作成すること。

別記模式第19(第7条限係)(編6級所為44 編集、平7級所会3 平1級所会6 平11級所 物44 平1級所台10。平17女科台0、平3女共会6 - 電影紅、平0級第子成3。旧株式集16 接下、平50元、今5原平512。今8至年213 - 四級紅) 減速材物質(設備)受入(並出)実施計画報告書

月

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物質の使用等に関する規則第7条第25項(第28項)の規定により、次のとお り報告します。

7 IKH 0 0 7 6						
受入(払出)に 係る工場又は事	名		称			
	所	在	地			
受入(払出)	予	定	H			
受入れ(払出し)の	原因	(注	1)			
払出(受入)工 場又は事業所	名		称			
(注 2)	所	在	地			
減速材物質(設備)の種類						
供給当事国(注3)						
		の				

- 注1 輸入、国内の他の施設からの受入れ、輸出及び国内の他の施設への払出 しの別を記載すること。
- 2 輸出入の場合にあっては、輸出入の相手国名及び相手方の工場又は事務 所の名称を記載すること。 3 供給当事国が2以上ある場合は、供給当事国ごとに記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 この報告書は、減速材物質(設備)の種類ごとに作成すること。

国際規制物資計量管理区域の符号 (注 2)	4	十亩口/+ 中美界	定により、次のとおり報告します。
ŲO.	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	## F	
連絡員の氏名	所 在 地	200	
龜式料四			

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第26項の規

用 用 死 死 殆 殆 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

瀴

設備在庫状況変動報告書

	- 部改圧、今元原子県3・今2原子県12・今2原子県31・一部改圧〉
製告年月日	

琳 фII

(# 1)

別記模式第 20 (第7条関係)(早7総併会3・金歌、平10総併会8・平11総併会8・平12総府会118・平17支料会8・平2支料会8 第六第19第下・一部赤丘、会示原子規3・会2原子規12・会2原子規21・一部成丘)

	1
	(2 m) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
115 B) B 106	115 II) III 115 III 11
(C R)	
A S	(1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	(G, G) 2 3 4 6 7 6 7 7 7 8 8 8 8 8 7 8 7 7 8 8 8 8 8
(2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	
(2) (3) (3) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(6) 4 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	(C) (A) (C) (C) (A) (C) (C) (A) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C

(₹∅2)

							_		_	_		_	_			,	_						Ĥ 1
国の 0 1 1 から大療、護安のない一連の帯や心理表すること。 10 0 0 1 から大療、護安のない一連の帯や心理表すること。 10 0 0 1 から大療、護安のない一連の帯や心理表すること。 10 1 1 1 から大療、護安のない一連の帯や心理表すること。 10 1 1 1 1 から大療、護安のない一連の帯や心理表すること。 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-	~	14	64	\dr		16 %	15 5	14 5	13 8	12 5	11 5	10 %	9	oo bn	7 5	6	ξη bn	4 bn	ю	59 5n	_	
WA S S F F F F F F F F F F F F F F F F F	路機	国内払出し(国内の他のACAへの払出し) S	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>外の街の基営</b>	国内受入れ(国内の他のACAからの受入れ)	R	それぞれ右欄に掲げる符号を記載するこ	別記様式第17の注15の例により記載すること。	別記様式第17の注14の例により記載すること。	既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。	別記様式第4の注12の例により記載すること。	(4	別記様式第4の注10の例により記載すること。	別記様式第4の注9の例により記載すること。	別記様式第4の注8の例により記載すること。	別記様式第4の注7の例により記載すること。	(1	別記様式第17の注5の例により記載すること。	別記様式第4の注2の例により記載すること。	別記様式第3の注2の例により記載すること。	別記様式第17の注2の例により記載すること。	0001」から欠略、重複のない一連の略号を記載すること。	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第26項又は第27項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、ACAごとに

少 単板損失 その他の被少		
加工事業者等(廃棄事業者を	使用の状況への移行	
除く。)のみに係る事項	保管の状況への移行	
計量管理規定で定めた設備を	計量管理規定で定めた設備を一括して同定する方法により付した符号を記載する	せした符号を記
計量管理規定で定めた設備を	計量管理規定で定めた設備を個別に同定する方法により付した符号を記載するこ	つた 体帯 各語集
次の表の左欄に掲げる設備の	次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載するこ	暴げる符号を記
原子恒		R E
原子炉圧力容器		PV
原子炉内装物		RI
原子炉燃料交換機		FΜ
原子炉制御棒		CR
原子炉圧力管		PΤ
ジルコニウム管		ZT
一次洛却材ポンプ		CP
照射済然料要素切断機		CM
臨界安全タンク		ST
※料理素の処理/担御設備		PС
被履管に密閉する設備		SE
※ 本原素の木の街の製庫		0 F
回召弁分類のための表確		S I
重水生産工場設備		РН
The state of the s		0 E

```
    20 別記集式第5の住打の炭の右欄に掲げる区分に応じ、それぞわ右欄に掲げる符号を記載すること。
    21 設備の個数を記載すること。
    22 [N] と記載すること。
    23 別記載式第4の在28の房により記載すること。
    24 別記載表類4の在28の房により記載すること。
    24 別記載表類4の在29の房により記載すること。
    25 別記載表類4の在29の房により記載すること。
    26 日本金業数格A4のつづり込み式とすること。
    27 この報告書は、ACAごとに別業で作成すること。
```

別題教式第2( 第7条関係) (年 総括名) 4表、計2数4名。 中1数4名4、中1数4名413、中1文計会の・字文符会も・選示正、中2数字数3:目表に東次数字・単数に、今20字数3・名の子数3・名の子数3・名の子数3・単数数)(その1) 核原料物質、核燃料物質及び原子序の規制に限する法律薬57条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第27項の規定により、次のとおり兼告します。 原子力規制委員会 悪 設備在庫報告書 車務上の 名 禁 連絡先 男 在 患 住所 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 機 告年 年 月 日 (推1)

爭

ш

(注4) 連絡員の氏名

) 小機器

設備在庫報告書(ECR2) **国际条件** 

(₹⊘2)

```
    (注) 別記権式第20の住 1の何により記載すること。
    2 別記権式第17の往 2の何により記載すること。
    3 別記権式第17の往 2の何により記載すること。
    4 別記権式第 3の往 2の何により記載すること。
    5 別記権式第 3の往 2の何により記載すること。
    5 別記権式第 4 の往 20何により記載すること。
    6 別記権式第 4 の在 10の何により記載すること。
    7 別記権式第 4 の在 100何により記載すること。
    1 別記権式第 4 の在 100何により記載すること。
    1 別記権式第 4 の在 1100何により記載すること。
    1 別記権式第 2000年1300何により記載すること。
    1 別記権式第 2000年1300所により記載すること。
    1 別記権式第 2000年1300所により記載すること。
    1 別記権式第 2000年1300所により記載することと。
    1 別記権式第 2000年1300所により記載することと。
    1 別記権式第 2000年1300所により記載することと。
```

```
20 別問業式第30の街22の後により記載すること。
21 別記書式載(の世32の後により記載すること。
22 別記書式第4の世32の後により記載すること。
25 別記書式第4の世30の後により記載すること。
電多1 この用歌記、日本華業販売4Aのつつり込み式とすること。
2 この最命書は、ACAごとに別載で作成すること。
```

別記嫌式第 22 (第 7 条関係)(平85支料令 8・追加、平35対令 8・一部改正、平38原子提 3 ・旧株式第21後下・一部改正、平39原子提 8・令元原子提 3・令 2 原子提 21・一部改正)

	ī	核燃料	物質事故増加報	告書			
					年	月	Ħ
原子力規制委員	会 殿						
住月	li-						
		にあって	ては、その名称)	及び代表	後者の	氏名)	
核原料物質、相 国際規制物資の( 報告します。			原子炉の規制に! 見則第7条第30 <sup>1</sup>				
氏 名 又	は 名	称					
法人にあっては	代表者の	)氏名					
住		所					
-#-H-14-#-#	名	称					
工場又は事業所	所 在	地					
	名	称					
使用の場所	所 在	: 地					
核燃料物質計量的		の符号 生1)					
	名	称					
	所 在	地					
事務上の連絡先			所属部課:	名 (			)
	連絡員	カ形名	電話番号				)
	AEXII SK	O PAPE	FAX番				)
			メールア	ドレス	(		)
事故增加年	月日(	生2)					
核燃料物質の	区分(	生3)					
供 紿 当 事	国(	生4)					
元 素 重	量 (	生5)					

発見	化合物 又は混合物重量 (注6)	
された	物質の形状(注7)	
核燃料	化合物又は混合物の名称 (注8)	
発見された核燃料物質の情報	容器の種類(注9)	
情報	物質の品質(注10)	

- 注1 別記様式第4の注3の例により記載すること。 2 事故増加に係る国際規制物資の使用の許可日、変更に係る使用を開始する日又は許可範囲内の場合は事故増加が生じた日のいずれかを記載す ること。

- ること。
  3 別記様式第1の注1の例により記載すること。
  4 別記様式第1の注3の例により記載すること。
  5 国際規制物資の鑑期ごとに、別記載式第1の注2の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン叉はトリウムの分子量から算出すること。
- 6 化合物又は混合物の は四捨五入すること。 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数
- は四捨五入すること。
   形木、分析用小試料、分析用小試片苦しくはその他固体(混合物は除く。)又は溶液のいずれかを記載すること。
   酢酸ウラニル、酢酸ウラニル亜鉛、硝酸ウラニル(六水塩・四水塩)、塩化ウラニル、二酸化ウラン、三酸化ウラン、八酸化三ウラン、金属ケラン、硝酸トリウム、大水塩・四水塩、酸化トリウム、金属トリウム又はその他のいずれかを記載すること。その他については、化合物名も抵弧書きで追記すること。
   容器なし、500ミリリットル未満の小さな容器、500ミリリットル以上1リットル未満の容器又はその他のいずれかを記載すること。その他については、容器の鑑料も括弧書きで追記すること。
   全国等の固形物、精製された均質の物質、高速度仕様に合致する物質、非均質物質(スクラップマは廃棄物)のいずれかを記載すること。
   備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 23 (第 7 条関係)(平29原子根 6・達加、今元原子根 3・今2 原子根21・一部改

核燃料物質輸入(輸出)報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所 氏 名 被原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67余第1項及び国際規 制物質の使用等に関する規則第7条第31項(第32項)の規定により、次のとおり報 告します。

をします。		
氏名又は	B 称	
法人にあ- の氏名	っては代表者	
住所		
工場又は	名称	
事業所	所在地	
使用の場	名称	
所	所在地	
核燃料物質 域の符号	質計量管理区 (注1)	
事務上の	名称	
連絡先	所在地	
	連絡員の氏	所属部課名
	名	電話番号
		FAX番号
		メールアドレス
輸入 (輸品	出) 年月日	
	氏名	
出) 相手 施設の	住所	
ment V	MBA符号	
報告番号	(注2)	修正報告番号 (注3)

輸入		ッチ名又は番号 主4)	
輸出		ッチ単位体数 主5)	
した核燃		数料物質の区分 主6)	
した核燃料物質の情報		合当事国 主7)	
情報	元列	紫重量(注8)	
#R		計物又は混合物 量(注9)	
		分裂性物質重量 注10)	
	組	物質の形状	
	成、形状等	化合物又は混 合物の名称	
		容器の種類	
	注11	物質の品質	
備オ	š		

- 注1 別記権式第4の注3の例により記載すること。 2 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第31項の規定に基づき提出する 2 国際成制物質(V原用等に限する交換用す) 採集が1項の規定に基づき接出する 全ての報告書及が同条第32項の規定に基づき既に提出した報告書を修正する ために提出する全での報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複 のない一連の番号を記載すること。
  3 既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報
- 8、既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告書号を記載すること。
   4 輸出の場合は、ラチン文字、数字並びにコンマ、スラッシュ及びハイフンなどの記号を組み合わせた8文字以内の符号を記載し、輸入の場合は、相手施設の定めた符号を記載すること。
   5 別記様式第1の注1の例により記載すること。
   6 別記様式第1の注1の例により記載すること。
   7 別記様式第1の注3の例により記載すること。

別記様式第24(第7条関係)

- 8 国際規制物資の種類ごとに、別記様式第1の注2の例により記載するこ と。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から 算出すること。
- 9 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四 捨五入すること。 10 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 11 輸入の場合は、相手施設から通知される組成、形状等の情報又は物質記述 コードを記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 24 (第 7 条 関係)(平11億 所令の・金改、平12億 所令18・平17文科令の・一部改 正、平30文科令・ 16様式第21億 下、平3文科令8・一部改正、平3億 子担。 16様式第22億 下・一部改正、平25億 子投。 16様式第22億 下・一部改正、中25億 子投21・一 台社に

# 製錬の事業の実施状況に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物資の使用等に関する規則第7条第33項の規定により、次のとおり報告しま

2.0		
工場又は事業所	名 称	
上物文は手来川	所 在 地	
核原料物質(核燃	料物質)の区分 (注1)	
生 産 数	量 (注2)	
予定生産	数量(注3)	
生 産 能	力 (注4)	
事務上の連絡先	名 称	
争勝工の建給先 (注5)	所 在 地	電話番号()
(社5)	連絡員の氏名	所属部課名 ( )

- 注1 ウラン又はトリウムの区分により記載すること。 2 1年間に製錬した核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウ ムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入す ること。
- 3 報告を行う日を含む1年間に製練する予定の核原料物質又は核燃料物質に 含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム 未満の端数は、四捨五入すること。
- 4 1年間に製錬することができる核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラ ン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数 は、四捨五入すること。

- 5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場 合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。

別記模式第 25 (第 7 条関係)(平11総併令的・金改、平12総併令16・平17支持令50・一部改正、平55次并令6・一階改正、平56次并令6・一階改正、平56版子提3・旧樓式第24機下・一部改正、平56版子提3・令2 原子提2)・一部改正、中36版子提3・令2 原子提2)・一部改正

# サイト内建物報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所 氏 名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原科物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物資の使用等に関する規則第7条第34項の規定により、次のとおり報告しま

9 6						
		名		称		
		所	在	地		
++ .	7 F	サイトコ	- F	(注1)		
		通常勤務問	寺間帯	(注2)	自 時 分至 時 分	
		休	H	(注3)		
確言	翠 年	月	日	(注4)		
	n New Ade also	名		称		
事務上 0	連絡先	所	在	地	電話番号(	)
	(注5)	連絡	<b>員</b> の	氏 名	所属部課名(	)
	行番号 (注7)	建物コー (注8)		設コード (注 9 )	建物の説明 (注10)	
建物の概要						
(注6)						
建物。	り配置	別添資料の	のとお	り (注11)		

- 注1 別記様式第12の注1の例により記載すること。 2 サイトの職員の動務開始の時刻及び動務終了の時刻を記載すること。 3 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に
- 規定する休日以外の休日がある場合にあっては当該休日の年月日を記載し、 これらの日以外の休日がない場合にあっては空白とすること。

- 4 サイト内の建物の状況及び配置を確認した日を記載すること。
- 5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。 6 前回提出した報告書記載事項と変更がない建物にあっては記載しないこと
- とし、報告書記載事項に変更がある建物にあっては最初に付した行番号と同 一のものを用いて記載すること。
- 7 サイトごとに「001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。 8 建物ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 9 核燃料物質を取り扱う施設にあっては別記様式第4の注8の例により記載 し、その他にあっては空白とすること。 10 階数、床面積、用途、使用状况その他建物の状況及び追加議定書第7条に
- 規定する管理されたアクセスによる可能性がある場所について記載し、用途 を変更した場合にあっては変更前の用途を併せて記載すること。また、建物 を廃止した場合にあっては「廃止」と記載すること。
- 11 建物ごとに建物コードを記載し、当該建物が施設である場合にあっては施設コードを併せて記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 この報告書は、サイトごとに別業で作成すること。

別記集式第 26 (第 7 条関係)(平13文件令68・追加、平17文件令68・一部改正、平28文件令 8 ・ 国路式業22律下、平28文件令 8 ・一部改正、平28東子級 9 日母式業24歳下・一部改正、平 20原子級 9 ・旧様式第28様下・一部改正、令元原子級 3 ・令 2 原子級 2 ・一部改正)

# 国際特定活動における生産数量に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際 規制物資の使用等に関する規則第7条第35項の規定により、次のとおり報告しま

## マル ★ 米 応	名 称
工場又は事業所	所 在 地
国際特定活動の	)種類 (注1)
生 産 数	量 (注2)
	名 称
事務上の連絡先 (注3)	所 在 地
	連絡員の氏名

- 注1 追加議定書附属書 I に掲げる活動のうち、該当するものを記入すること。 2 1年間に生産した資材又は設備(追加議定書附属書 I (x v) に規定する ホットセルを含む。)について、当該資材又は設備ごとの数量を記載するこ
- 3 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場 合社工場及は事業所における連絡先を記載すること。 健考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 この報告書は、国際特定活動の種類ごとに作成すること。

別記様式第 27 (第 7 条限係)(中11総所令46・通知、平12総所令116・一部改正、平15文科令5 ・回核式撤2億下・郵改正、平5文科令5・平17文科令5・一直改正、平5文科令6・旧様 式指2億下、平5文科令6・一面改正、平53原子近3・旧様式施2億下・一部改正、平25原子 近6・旧様式施2億下・一部改正、中25原子が、今2度子近21・一部改正) フラン鉱山に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

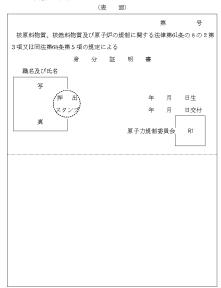
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第5項及び国際 規制物質の使用等に関する規則第7条第36項の規定により、次のとおり報告しま

鉱		Ш	名		称
30/4		Щ	所	在	地
実	施	状	況	(注	1)
生	産	数	量	(注	2)
予	定 生	座	大 量	(注	3)
生	産	能	力	(注	4)
nie 2	-	100 #-	名		称
<del>**</del> 4		5)	所	在	地
	(#±	:5)	連絡	員の	氏名

- 注1 探絃、探絃、双は選鉱の区分ごとに、実施、休止又は廃止の区分により記載すること。 探絃、探絃又は選鉱の区分ごとに、実施、休止又は廃止の区分により記載すること。 実施、保鉱又は選鉱のうち、実施したことのないものについては記載しないこと。 2 1年間に生産したウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端弦は、四捨五入すること。 3 報告を行う日を含む1年間に生産することのウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端弦は、四捨五入すること。 1 年間に生産することができるウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端弦は、四捨五入すること。 1 東京に連絡先がない場合はサラン鉱山における連絡先を、東京に連絡先がない場合はウラン鉱山における連絡先を記載すること。 2 この報告書は、ウラン鉱山ごとに作成すること。 2 この報告書は、ウラン鉱山ごとに作成すること。

別記樣式第 28 (第 8 条應係)(平118時令4、海加、平128時令40、平128時令40、平13次計令30、印度式能域下,一部改工、平15次計令30、平15次計令40、平3次計令30、一部改正、平3次計令50、旧様式成25時下,平3次計令30、平25原子提15、平25原子提15、平25原子提15、平25原子提15、平25原子提15、中21原子提15、一部改正)



備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する決律(抄)

- 第61条の8の2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措 置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところに より、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が 定期に行う検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査(以下「保障措置検査」という。) に当たつては、原子力規 制委員会の指定する当該機員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員 会規則で定めるものを行うことができる。
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 核原科物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。
- 四 国際規制物資の移動を監視するための必要な封印又は装置の取り付け
- 3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解して はならない。
- 5 (略)

### 2・3 (略)

- 4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加鐵定書 の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は海阜項の 規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職 員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場 所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、類係者に質問さ せ、又は該数のため必要な合り限度の量に関り、核原料物質、核燃料物質 その他の必要な試料を収去させることができる。
- 5 前各項の規定により当該職員が立ち入ると含は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められ たものと解してはならない。
- 7~14 (略)
- 第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。
- 十一 第68条第1項 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の 3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する 者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特 定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又往第7項の 規定による立入り、検查若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記錄式第 29(第 8 条関係)(中11版市会の: 油水、平1版市会118:-超末元、平15女件会8、印度共繁的第下,一直成正、平25女件会8、印象共繁的第下,平25女件会8、平25女件会8、中25女件会118;—组改正、平25女件会8、旧桌式像27楼下、中25女件表8、旧桌式像27楼下、中25女件表3、全2 女子校12;—组改正) (数 国)

類 号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律類61条の23第 2 項 (同法期61条の23の20において専用する 場合 を 合 とょ)の規定による 身 分 証 明 華 職名及び氏名 写 分 証 明 華 年 月 日生 年 月 日安付 真 インブン (対している) (対

# 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

(M)

- 第61条の23 原子力規創委員会は、指定情報処理機製の情報処理業勢の遵嘱な差行の確保に必要収限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは經理に関し最音をさせ、又は当該機関に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の策構、事類その治必要水物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 創資の拠況により当数職員が立ち入ると当は、その身分を示す短男書を掲載し、かし、関係者の確求があると当は、これを 要示しなければならない。
- 3 第1項の概定によめ立入検査の権限は、窓距数量のために認められたものと解してはならない。 ほこんじゅう そうようじ そうようじゅうぎょう こくほしゃ デーロスキース・デーロスキース・デーロストー・デー
- 第6(条の23の20 第61条の17、近4条の13次で連61条の23の過去は、指定保護措置核金等実施機関にファで専用する。この 総合において、推61条の18中「指条処型業務」とあるのは「保護措置検金の業務」と、推61条の28首「項中「指条処型業務」とあるのは「保護措置検金の業務」と とあるのは「保護措置検金等基準系務」と認め表するものとする。 とあるのは「保護措置検金等基準系務」と認め表するものとする。
- 第80条の2 次の4号のいずわかに掲げる達反があつた場合には、その達反行為をした指定情報処理機関の役員又は機員は、50万円以下の配金に似する。
  一・二 (略)
- 第61条の22第1項の規定による立入り若しくは被查を指承、妨げ、若しくは忌難し、又は質問に対して陳徳をもず、若しくは虚偽の膜近をしたとき。 (は虚偽の膜近をしたとき。 第80条の3 次の各号のいずれがに掲げる進反がありた場合には、その進反行為をした指定保障措置被重停実施機関の役員又
- 第80条の3 次の各号のいずれかに掲げる達反があつた場合には、その達反行為をした指定保障排置検査等実施機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に包する。 一~四 (第)

五 第61条の23の20において準用する第61条の23第1項の規定による立入り若しくは複金を指名、妨げ、若しくは忌器し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

別記様式第30(第10条関係)

### 電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏 名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第 項及び国際規制物資 の使用等に関する規則第7条第 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のと おり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。 1 電磁的記録媒体に記録された事項

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格44とすること。 2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体とこに整理番号を付し、その番号ことに記録されている事項を記載すること。 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。 5 該当事項のない欄は、省略すること。